

個人の金融所得課税のあり方について —金融資産滅失損の控除に関する一考察—

氏名 青山 隆治

〔論文概要〕

永らくわが国の家計においては、預貯金、保険・年金等の安全資産がポートフォリオの多勢を占めてきたが、1990年代後半より仲介金融機関の信用リスクが顕在化しはじめ、保険会社の破綻等に伴う保険金等の削減、預金保険機構による資金援助等の事態が発生している。また、リスク性資産の中でも比較的风险が低いとされてきた債券についても、デフォルト（債務不履行）により個人投資家が損失を被るケースが増えてきている。

以上のような金融資産の滅失により個人が被る損失は、所得税制上は、一定の株式の滅失損を除き何ら損失控除の手当てがされていないのが実態である。その背景として、わが国の所得税法においては、事業所得や給与所得などの第一次的な所得に対して所得税が課された後の所得の用途は、基本的にすべて「消費」であって、そこでの損失は課税所得の減算要因としては考慮されないという考え方が根強く残っているためである。

しかし、金融資産滅失損を税制で考慮しなかった場合、ファイナンス理論上、信用リスクのない金融商品に流れてしまうという歪みをもたらすことや、租税理論上も包括的所得概念の下では消費及び資産の純増(貯蓄)に課税されるべきものが、結果的に滅失という形で貯蓄に寄与されなかったものまでが課税されてしまうという弊害を生ずることとなり、その結果、個人投資家の投資行動を過度にリスク回避的な方向に誘導するおそれがある。

昨今、個人の金融所得の課税のあり方については様々な場で検討されている。特に、政府税調金融小委員会では2004年6月15日に「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」を公表し、概ね金融資産から生ずる所得は一体化を行い、その範囲内でキャピタルロスを除する方向性が示されたが、一定の株式以外の滅失損の控除に関しては否定的である。また、この報告はあくまでも「貯蓄から投資へ」という政策税制的な視点から検討され、株式中心に偏りが見られ、わが国の個人金融資産というパイを増やしていくという観点からは、広義の「貯蓄」を増加させることも検討してゆく必要がある。従って、金融資産であればその性質で区分すべきではなく、金融資産間の中立性という視点を持つ必要がある。

本稿は、このような現行税制に対し、金融資産の滅失という現象に視点をあて、法解釈、租税理論の両アプローチから、果たして損失控除を行うことができないものか考察を行い、一つの解決策の提案を試みることを目的とするものである。

研究の方法としては、まず各金融資産の滅失損が、現行所得税法上の損失控除制度（所法51・72等）のいずれに該当するかについて解釈論を試み、結局、各滅失損の現行の損失

控除制度への適用が困難であることを示す。

次に、金融資産減失損を控除しなかった場合の弊害について主にファイナンス的観点から指摘する。

さらに、租税理論的アプローチから、金融資産の投資活動の性格を捉え、「貯蓄」として捉える金融取引と「消費」的要素が含まれる実物取引とに区分することができることを示し、それぞれに応じた損失控除のあり方について述べる。

最後に、金融資産減失損のあり方について、最近の「金融所得課税の一体化」の議論も踏まえ立法論を展開するとともに、これを実現するにあたってどのような検討課題があるかについて指摘を行う。

以上

個人の金融所得課税のあり方について
ー金融資産減失損の控除に関する一考察ー

平成 17 年度修士論文

筑波大学大学院
ビジネス科学研究科企業法学専攻

青山 隆治

目次

はじめに.....	1
第1章 金融資産減失損と所得税法.....	4
第1節 金融資産減失損の態様.....	4
第2節 現行所得税法における資産損失の取扱い.....	10
第3節 損失控除についての税法の考え方.....	16
第2章 現行法における解釈論の展開.....	19
第1節 制限説的アプローチ.....	19
第2節 非制限説的アプローチ.....	27
第3節 小括.....	28
第3章 資産減失損非控除の場合の弊害.....	30
第1節 ファイナンス的視点からみた弊害.....	30
第2節 租税理論的視点からみた弊害.....	34
第4章 投資活動の性格.....	37
第1節 政府税調金融小委員会報告における資産減失損.....	37
第2節 所得税法における投資活動.....	38
第3節 所得税法における「必要経費」と「家事費」.....	39
第4節 租税理論的アプローチ.....	40
第5節 小括ー金融資産減失損の性格ー.....	43
第5章 アメリカにおける金融資産減失損の控除制度.....	46
第1節 無価値となった有価証券の損失.....	46
第2節 小規模事業法人株式の無価値化損失.....	48
第3節 預金のペイオフ損失.....	48
第6章 提言.....	50
第1節 制度設計にあたっての考え方.....	50
第2節 提言内容.....	51
第3節 今後の検討課題.....	57
おわりに.....	60
参考文献	

はじめに

永らくわが国の家計においては、預貯金及び保険・年金等の安全資産が家計のポートフォリオの多勢を占めてきたが、1990年代後半より、その安全資産にも仲介金融機関の信用リスクが顕在化し始め、保険・年金等に関しては保険会社の破綻等により、保険金・年金の削減が行われ、家計ポートフォリオが毀損する事態が生じている。1997年4月の日産生命破綻から、2001年3月の東邦生命破綻に至るまで計7社が経営破綻し、これらの債務超過額は合計2兆6,888億円にも上った。破綻処理に当たっては、生命保険契約保護機構より4社に延べ7,280億円の資金援助が行われたものの、中には契約者の保険金が最大70%削減されたものもある。

また、預金については、1992年の東邦相互銀行の破綻以降現在に至るまで預金保険機構より180社、延べ25兆460億円の資金援助が行われた。政府は信用不安を沈静化するべく1996年以降ペイオフ凍結措置により預金等の全額保護を行ってきたため、預金者は実損を被っていない。しかし2005年4月以降はペイオフ全面解禁により、元本1,000万円超の預金等は保護対象外となり、預金においても元本割れするリスクが出てきた。

以上のように安全資産においてもデフォルト(債務不履行)のリスクが認識され始め、家計の金融資産統計においても安全資産構成比率の減少等の変化が現れ始めている¹。

一方、リスク性資産である社債についても、1997年のヤオハン債、2001年のマイカル債の例に見られるようにデフォルトにより投資家が損失を被るケースが増加している。社債については、過去においてはメインバンク等が社債管理会社等に就任していることが多く、投資家に迷惑をかけないという原則の下、社債発行会社がデフォルトした場合には、社債管理会社等の買取等によりデフォルト損失が投資家に損失が被らないような形で処理されてきたが、社債発行の規制が緩和された現在、もはやそのような損失負担は期待できなくなり、投資家による自己責任原則が求められている。

以上みてきたようなデフォルト損失等金融資産の滅失損について、個人の所得税制上は、一定の株式を除き何ら損失控除の手当てがされていないのが実態である。むしろ、このようなデフォルトという事象が極めて現代的な事象であり、現行の所得税法の資産損失税制(所法51等)の制定時には考慮されていなかったため、解釈上損失控除が困難であると表現した方が適切であろう。

昨今金融税制のあり方については、様々な場で本格的に議論されている。例えば、金融庁では2002年6月28日に金融税制に関する研究会が「今後の金融税制のあり方について－「二元的所得税」をめぐる議論の論点整理を中心として－」を発表した。また、経済産業省産業構造審議会産業金融部会では、2004年4月30日に、「産業金融機能強化のための

¹ 日本銀行が2005年12月15日に発表した資金循環統計(2005年度第3四半期速報)によれば、現金・預金は、2003年9月末の構成比55.9%に対し、2005年9月末53.2%と2.7ポイント減少、保険・年金準備金についても2003年9月末の構成比27.2%に対し、2005年9月末26.6%と0.6ポイント減少している。

金融所得課税のあり方に 関する検討小委員会報告書」を公表している。さらに、政府税調金融小委員会では 2004 年 6 月 15 日に「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(以後、「政府税調金融小委員会報告」とする)を公表し、現下の「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受けた金融所得課税のあり方を提言している。

このように、金融税制については昨今様々な場で検討されてきており、各場での提言には若干差異はあるものの、概ね金融商品から生ずる所得は一体化を行い、その範囲内でキャピタルロスを控除させるように損失控除の範囲が拡大される方向に向かっている。しかし、金融資産減失損の控除については依然慎重な立場をとっている。その理由として、わが国の所得税法においては、事業所得や給与所得などの第一次的な所得に対して所得税が課された後の所得の用途は、基本的にすべて「消費」であって、そこでの「損失」は課税所得の減算要因としては考慮されないという考え方が依然強いためである。

しかし、金融資産減失損を税制で考慮しなかった場合、ファイナンス理論上、信用リスクのない金融商品に流れてしまうという歪みをもたらすことや、租税理論上も包括的所得概念の下では消費及び資産の純増(貯蓄)に課税されるべきものが、結果的に減失という形で貯蓄に寄与されなかったものまでが課税されてしまうという弊害を生ずることとなり、その結果、個人投資家の投資行動を過度にリスク回避的な方向に誘導するおそれがある。

また、わが国のマクロベースの個人金融資産の増加率が 1999 年以降鈍化している²点を鑑みれば、政府の掲げる「貯蓄から投資へ」という政策目標そのものを見直し、広義の「貯蓄」を増加させることも検討してゆく必要があるだろう。従って、金融資産であればその性質で区分すべきではなく、金融資産間の中立性が求められることになる。

そこで、本稿においては、預金のペイオフ損、保険金削減損、社債のデフォルト損等金融資産の減失損について、課税のあり方について次の通り、考察を行う。

第 1 章においては、まずこのような現代的事象としての金融資産の減失の態様を紹介する。次いで、現行所得税法上の損失控除の制度について述べる。具体的には、資産損失の必要経費算入規定(所法 51)、雑損控除規定(所法 72)、生活に通常必要でない資産の災害等による損失規定(所法 62)について触れる。また、所得税法では、法人税法の「損金」概念とは異なり、「必要経費」概念と「損失」概念があることを指摘するとともに、「必要経費」と「損失」の関連性について「必要経費」に含まれるのは、所得税法 51 条に規定されている損失に限定されていると解する制限説と、少なくとも青色申告事業者の事業所得に係る必要経費は法人税法上の「損金」と同じであるとし、51 条に規定されていない事業用資産の損失も当然必要経費に含まれると解する非制限説を紹介する。

第 2 章では、それぞれの金融資産の減失損が、現行の所得税法等の規定上のどれに当てはまるのか解釈論を展開する。アプローチとしては、制限説の立場に立った場合と非制限

² 日本銀行の資金循環統計によれば、マクロベースの家計の金融資産残高は 1999 年度末(1,420 兆)に 1,400 兆円を突破したものの、その後一転 2002 年度末(1,362 兆円)まで毎年減少した。しかし 2003 年度末(1,411 兆円)、2004 年度末(1,422 兆円)、2005 年 9 月末(1,454 兆円)と増加に転じている。

説の立場に立った場合とに分けて解釈を行う。前者のアプローチの場合、所得税法 51 条の資産損失に該当しない場合は「必要経費」に算入されず、また所得税法 72 条の雑損控除の対象から外れた場合、結局所得税法上損失控除の手当てがされ得ないことを示す。結局それぞれの滅失損が所得税法 51 条及び所得税法 72 条の規定等に合致しないことを明らかにする。また、後者のアプローチの場合、所得税法 51 条の資産損失に該当しないとしても「必要経費」性の要件を十分満たせば、控除が可能となり得ることを示すが、当該措置が事業所得者に限定されることに問題があることを指摘する。

第 3 章では、金融資産滅失損を控除しなかった場合の弊害についてファイナンス的観点及び租税理論上の観点から指摘する。

第 4 章では、現行の所得税法が金融商品への投資活動を基本的にすべて「消費」とみているようであるが、この見解について反論を試み、「消費」として捉えるべきもの、「貯蓄」として捉えるべきもの、両要素が混在するものがあることを指摘し、それぞれに応じた損失控除のあり方について述べる。

第 5 章では、アメリカの資産滅失損控除制度について紹介し、立法論を展開するにあたっての参考とする。

第 6 章では、総括として、金融資産滅失損のあり方について立法論を展開する。具体的には、一定の合理的な投資活動の果実に対しては、金融所得を一体化し、「金融所得」という新所得類型を設け、滅失損も含め、「金融所得」から控除できることを提案する。しかし、これに漏れたものについても、現行雑損控除制度を拡大し、一定の滅失事象に該当するものについて雑損控除を認めるというものである。またこのような立法論的提案にあたってどのような課題があるかについても指摘を行う。

第1章 金融資産減失損と所得税法

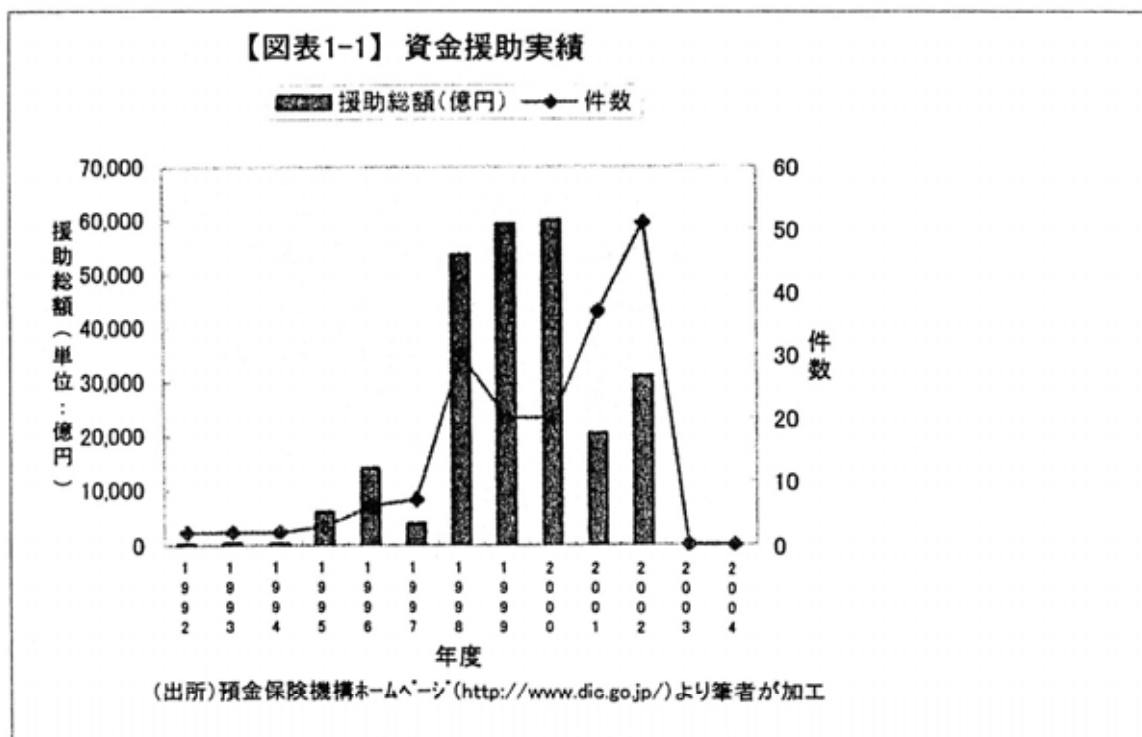
本章では、預貯金のペイオフ損、保険会社破綻による保険金削減損、社債のデフォルト損、等主な金融資産の資産減失損の態様を概観したうえで、所得税法上の資産損失の必要経費算入規定（所法 51）、雑損控除規定（所法 72）等の諸規定について解説する。

第1節 金融資産減失損の態様

まず、本節では、昨今の不況下で投資家が被る可能性のある減失の態様について、主なものを概観したい。

1. 預貯金のペイオフ損

1995 年のコスモ信用組合、兵庫銀行、木津信用組合等の経営破綻を契機に、金融機関に対する信用不安が増大し、預貯金であっても損失を被る可能性があることが顕在化した。図表 1-1 は、預金保険機構による資金援助実績を示したものであるが、2004 年度まで 180 社、延べ 25 兆 460 億円の資金援助が行われてきた。金融機関等の破綻に伴い政府は 1996 年に預金等全額保護の特例措置（ペイオフ凍結）を実施、金融システムの安定化を図ってきたが、2002 年 4 月以降、徐々に凍結を解除し、2005 年 4 月からは当座預金、普通預金、別段預金は決済性預金に該当しなければ定額保護（1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護）に限定することとなった¹。



¹『平成 17 年 4 月以降の預金保険制度の解説』（預金保険機構編パンフレット、2005 年 4 月）より

破綻した金融機関の破綻処理方法として①保険金支払方式及び②資金援助方式の2方式がある。①保険金支払方式は、預金保険機構が破綻した金融機関の預金者に直接保険金を支払い（ペイオフ）、破綻金融機関に対する預金債権を取得する方式である。②資金援助方式は、救済金融機関に破綻した金融機関の営業（事業）の全部又は一部を移管し、預金保険機構が当該救済金融機関に資金援助を行う方式である。一方、②の資金援助方式の場合、定額保護下においては、付保預金は承継銀行に移管されることとなるが、付保預金以外の預金や債権については、破綻金融機関の財産に応じた弁済が行われる。具体的には、保険事故発生時以降は、破綻金融機関について民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所の監督の下で、付保預金や健全資産を救済金融機関等に譲渡するとともに、それ以外の預金や債権について破綻金融機関の財産に応じて弁済を行うことが想定されている。

預金者からみれば、いずれの方式においても、一定の保険事故²が発生すると、預金者は付保預金につき債権譲渡が行われる一方で、付保対象外の預金についてはその後の破綻処理が完了するまでは確定しないこととなる。

2. 生保会社破綻による保険金額削減損

1997年の日産生命の破綻以降、東邦生命、第百生命、大正生命など7社の生保会社が破綻した。

生保会社が破綻した場合、保険業法に基づく行政手続または、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という）に基づく会社更生手続により、保険契約の継続に向けた手続が進められる³。

東邦生命や大正生命は行政手続のケース、千代田生命や協栄生命は会社更生手続きのケースに該当するが、いずれのケースにおいても、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」という）が保険契約者の保護を図るべく救済保険会社または承継保険会社への資金援助等（4社に延べ7,280億円）を実施したものの、預金とは異なり、十分に補填された訳ではなかった。結局、救済保険会社または承継保険会社への保険契約の移転等にあたり責任

² 保険金支払いの原因となる保険事故には、第一種保険事故として、金融機関の預金等の払戻しの停止、第二種保険事故として、金融機関の営業免許の取消し、破産手続開始の決定または解散の決議、が挙げられる。

³ ①保険業法に基づく行政手続：監督官庁（金融庁）の命令等に基づいて進められる手続。過去の破綻事例においては、監督官庁は、まず破綻保険会社の業務の全部もしくは一部の停止を命令（「業務停止命令」という）し、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行う。（この管理処分と同時に、監督官庁は、保険管理人を選任する。）保険管理人は、破綻保険会社の業務・財産を管理、調査しながら、保険契約の移転等を柱とする業務・財産の管理に関する計画を作成し、監督官庁にこの管理計画の承認を求める。管理計画が承認された後は、保険契約者による異議申立て、監督官庁の認可等を経て、計画に基づいて保険契約の継続が図られる。②更生特例法に基づく会社更生手続：裁判所の監督の下で進められる手続。まず、事業継続困難と判断した生保会社は、更生手続の開始を裁判所に申し立てる（保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認められる場合は、監督官庁が申し立てることも可能である）。この申立てを受けた裁判所は、手続を開始すべきと判断した場合、開始決定と同時に更生管財人を選任する。更生管財人は、破綻保険会社の業務・財産を管理、調査しながら、保険契約の移転等を含む計画（「更生計画案」という）を作成し、関係者の決議を経て、裁判所に計画の認可を求める。計画が認可された後は、この計画に基づいて保険契約の継続が図られる。（「生命保険契約の保護制度 Q&A」（生命保険契約保護機構のホームページ <http://www.seihohogo.jp/>）より）

準備金の削減⁴に加え、契約条件の変更（予定利率の変更、早期解約控除等）が行われ、保険契約者の保険金額が削減される事態が発生した。これは保険契約者の意思に関わりのない、いわば強制的な保険契約の変更に伴う損失であり、一種のデフォルト（債務不履行）事由であると考えられる⁵。

さらに、「保険業法の一部を改正する法律」が、平成 17 年 7 月より公布され、破綻前に保険業の継続が困難となる蓋然性がある保険会社は、当該会社の判断により予定利率の変更等契約条件の変更の申出を行うことができることとなった。改正の趣旨として、「生命保険では長期の契約が多く、過去の高い予定利率の契約が多く残っている一方、超低金利の継続により実際の運用利回りは低下しており、『逆ざや』が多くの生保会社の経営上の構造的な問題となっており、『逆ざや』によって生命保険会社が経営破綻に直面する前に、契約条件の変更を行い、『逆ざや』を改善して破綻を回避できるのであれば、保険契約者にとっても利益となることもあるとの考え方の下、保険契約者等の保護を図るための『新たな選択肢』として、保険会社・保険契約者間の自治的な手続により契約条件の変更を可能とする手続の整備を行うこととした」⁶と説明されている。この措置により、必ずしも経営破綻に至らなくとも各生保会社の自主的運営により契約条件の変更が行える土壌が作られ、ますます保険金額の削減の蓋然性は高まってきている⁷。

3. 社債のデフォルト損

次に、社債が債務不履行（いわゆるデフォルト）に陥った場合の損失が挙げられる。発行会社が社債利息の支払を懈怠した場合、社債契約上、発行会社は直ちに社債総額につき期限の利益を喪失する旨の定めがあるのが通常である⁸。商法上、社債利息の支払の懈怠があるときは、社債権者集会の決議により発行会社に対し一定の期間内に弁済すべき旨、および、その期間内に弁済しないときは社債総額につき期限の利益を喪失する旨を通知することができ（商法 334①）、その期間内に弁済しないときは社債総額につき期限の利益を失うこと（商法 334④）が規定されているが、これは任意規定である⁹と解されている。

社債のデフォルトについては、従来は受託会社等の一括買取等の措置によって投資家に損害が発生しない形で処理されてきたが、近年の自己責任原則¹⁰に従った処理が一般的とな

⁴ 保険業法等により、補償限度額は、破綻した時点の責任準備金等の 90%までと規定されている。

⁵ なお、生命保険契約には、保険契約者が自己を被保険者としてその生死を保険事故とする「自己の生命の保険契約」と、他人を被保険者としてその生死を保険事故とする「他人の生命の保険契約」とがあるが、本稿で述べるのは、前者の契約である。

⁶ 金融庁「アクセス FSA 第 9 号（2003 年 8 月）」<<http://www.fsa.go.jp/access/15/200308.html>>より。

⁷ 但し破綻前に予定利率の引き下げを行うとなれば、解約が殺到することが予想され、実際の発動は至難の業であるといわれている。（週聞東洋経済 2001 年 7 月 14 日号「特集あなたの生保を信じられますか？」32 頁）

⁸ 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』604 頁（有斐閣、第 3 版、2004 年）

⁹ 江頭・前掲注 8・604 頁

¹⁰ 1996 年の適債基準の撤廃及び無担保社債に付されていた財務上の特約の自由化が挙げられる。我が国の社債発行の歴史を振り返ると、大正時代後半にデフォルトが多数発生したことを受け 1933 年に有担保原

り、投資家に実損が発生するケースも増加している（図表 1-2 参照）。従来の慣行では、社債のデフォルトはあってはならないことであり、仮に発生した場合でも、メインバンクの発行会社に対する経営監督不十分が原因であると考えられてきた。したがってメインバンクによって発行済み社債券は一括して買い取られるか、もしくは代位弁済がなされるのが、長きにわたって続いた破綻社債の処理方法であった¹¹。

【図表 1-2】戦後の主な社債のデフォルトの事例

年月	発行企業	種別	破綻・社債管理会社	処理結果
33年6月	洋上製油所	国内社債	大和	償還困難の疑念
34年11月	高砂炭上	国内社債	勧業	会社銀行一括買取り
35年7月	東洋硝子	国内社債	興業・北海	会社銀行一括買取り
35年9月	同和工業	国内社債	富士	会社銀行一括買取り
35年12月	日本硝子工業	国内社債	三和・勧業	会社銀行一括買取り
35年12月	山崎硝子工業	国内社債	三和・勧業・三井	会社銀行一括買取り
35年4月	明治製菓	国内社債	三井・第一・北沢	会社銀行一括買取り
35年2月	興人	国内社債	第一・勧業	会社銀行一括買取り
36年2月	永大産業	国内社債	第一・勧業・三井・北沢等	会社銀行一括買取り
		国内社債	大和・第一・勧業等	会社銀行一括買取り
		ユーロドル社債	外債管理	保証銀行買取り
34年2月	大日本製紙	SF普通社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
34年7月	リッカー	SF普通社債	なし	実損発生
35年8月	三光化成	国内社債	大和・勧業・北海	会社銀行一括買取り
36年5月	ヤマト	SF普通社債	大和・勧業・北海	会社銀行一括買取り
37年3月	日産自動車	SF普通社債	外債管理	保証銀行による弁済
37年8月	マルコー	SF普通社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
37年5月	レック	国内社債	三和・三井等	実損発生
37年7月	にっかつ	SF普通社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
37年11月	サウススター	SF普通社債	なし	実損発生
37年11月	村本建設	国内社債	大和・三井等	実損発生
37年12月	北洋電機工業	SF普通社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
		SF普通社債	なし	実損発生
		SF新株引受権付社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
		DA新株引受権付社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
35年1月	日本セメント	SF普通社債	なし（銀行保証）	実損発生
36年7月	武蔵ファクター	SF普通社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
36年7月	日本住宅金融	国内社債	三井	実損発生
36年9月	パシフィックグループ	ユーロドル社債	外債管理	実損発生
37年1月	京橋	国内社債	第一・勧業・富士	実損発生
37年4月	大和工業	SF普通社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
37年9月	サトウハチ	国内社債	興業・住友銀行	実損発生
38年9月	日本リース	ユーロドル社債	外債管理	実損発生
		SF普通社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
		SF普通社債	なし（銀行保証）	保証銀行による弁済
38年12月	日本国土開発	国内社債	三井・北海	実損発生
		国内社債	三井・北海	実損発生
39年3月	昭和電機	国内社債	新生	実損発生
39年12月	興のマルト	国内社債	第一・勧業	実損発生
39年12月	マイカル	国内社債	第一・勧業・北	実損発生
39年12月	日本建設	国内社債	第一・勧業・北	実損発生

（出所 徳島勝幸『現代社債投資の実務』235頁より）

個人投資家の多くに実損が発生した大型デフォルトの事例としてはマイカル債のデフォルト（2001年9月）が記憶に新しい。大手スーパーマーケットの株式会社マイカルは2001

則及び減債基金の設置を2本柱とする規制（いわゆる「社債浄化運動」）が導入された。その後1940年大蔵省・日銀等によるより起債計画協議会が設置され、戦時の統制も重なり、社債発行において規制が強化された。戦後、起債計画協議会は廃止されたものの、1947年に戦後産業復興に向けた起債調整協議会が設けられ、その後も1949年に日銀適格担保社債事前審査制度が設けられ、起債市場が本格的に再開となったが起債懇談会と起債打合会という2機関が設けられ、引き続き統制が続けられた。1956年起債懇談会は実質的に廃止となったが、その後も起債打合会（後に起債会）が、資本金規模等による適債基準や格付基準を通して起債統制を継続した。その後起債基準が徐々に緩和され、1973年には無担保転換社債が発行された。政府の規制緩和の動きに加速され、1995年3月に大蔵省より「社債の適債基準の撤廃等について」が発表され、1996年適債基準の撤廃及び無担保社債に付されていた財務上の特約の自由化が行われ、投資家の自己責任原則に基づく「社債新時代」に突入した。（徳島勝幸『現代社債投資の実務』18頁以下（財経詳報社、新版、2004年））

¹¹ 徳島・前掲注10・234頁

年9月東京地裁に民事再生手続開始の申立てを行った。その後同社の内部事情から民事再生手続として円滑に進行せず、会社更生手続に移行した。この結果、マイカルが発行した約3,200億円に上る無担保普通社債とともに合計発行額958億円に上るABS(資産担保証券)もデフォルトに陥り、約38,000人に上る個人投資家を含め多くの投資家に損害を与えることとなった¹²。その後、2003年9月同社は東京地裁から更生計画の認可を受け、一般更生債権の弁済率は、個人投資家向け社債等小口債権者は平均30%、銀行など大口債権者は5%以下に設定されたが、小口債権者は投資額の約7割の損失を被ったことになる。

自己責任原則時代のデフォルト社債の処理としては、まだ一般的な処理方法が確立されている訳ではないものの、基本的には更生計画の中で融資と同様の方法で処理されるか、発行会社が証券会社経由で社債を市場から買い取り、消却するという個別買入消却の方法があり得るとされる¹³。但しあくまでも買入消却に応じるか否かはあくまでも「投資家のオプション」であり、買入価格についても時価と発行会社もしくは証券会社の提示する買取価格を考慮して各投資家が判断することとなる。

4. 倒産に伴う株式の無価値化損

次の資産減失の態様として、株式が倒産等により事実上無価値化した場合の損失が挙げられる。上場株式の場合、上場株券の絶対流通量が不足し公平な価格形成が困難になったときや、その会社がいわゆる倒産状態に陥った場合等一定の事由が発生した場合、「株券上場廃止基準」(図表1-3参照)に該当し、上場廃止という措置が採られることとなる。

上場株券が上場廃止基準に該当する場合であっても、これを直ちに上場廃止にすると、投資家はその事実を知らされないうちに証券取引所の市場で売買する機会を失うこととなるため、監理ポストまたは整理ポストへの割当てを行う。

上場株券が上場廃止基準に該当するおそれがある場合に移行されるのが監理ポストである。監理ポストに割当てられた後、上場廃止基準に該当するおそれがある原因が除去されたときには通常の取引に戻るが、上場廃止基準に該当することとなったときは整理ポストに移行することとなる。通常整理ポストで1ヶ月間売買を行わせた後に上場廃止となる¹⁴。

一方未公開株式の場合も、上場株同様、いわゆる倒産状態に陥った場合には実質的に価値がなくなることがある。この場合、上場株式のような基準がないため、個々の銘柄ごと実質的に判断することとなる。

¹² 本ケースは、わが国の資産流動化・証券化史上初のデフォルトケースであるという点においても注目されたケースである。

¹³ 徳島・前掲注10・246頁

¹⁴ 東京証券取引所編『入門日本の証券市場』39頁(東洋経済新報社、2004年)

【図表1-1】東京証券取引所の上場廃止基準(内国株)

平成17年8月8日現在

		基準名
		証券上場廃止基準
項目	上場株式数	4,000単位(注1)未満
	少数特定者持株数(注2)	a又はbに該当する場合 a. 上場株式数の75%超(満期1年) b. 上場株式数の80%超(所定の書面を提出する場合を除く)(満期1年)
	株式の分布状況	下記の人数未満(満期1年) 上場株式数が a. 1万単位未満の場合 400人 b. 1万単位以上 2万単位未満の場合 600人 c. 2万単位以上の場合 1,000人+1万単位ごとに100人(上限2,000人) ただし a. 最近の投資単位(注4)が10万円以上50万円：上記による所要株主数かつ最近1年間の月平均売買取手が主数の半数(400人を下回) b. 最近の投資単位が10万円以上50万円未満かつ最近1年間の月平均売買取手が1,000単位以上の場合 400人 最近の投資単位が10万円未満の場合
	上場時価総額(注5)	10億円未満(満期9か月(所定の書面を3か月以内に提出しない場合は3か月)) 又は 上場株式数に2を乗じて得た数値未満(満期3か月)
	債務超過	債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(原則として連結貸借対照表による)
	虚偽記載又は不正意見等	a. 有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合で、その影響が重大であると当取引所が認めたとき b. 監査報告書等において「不正意見」又は「意見の表明をしない」等が記載され、その影響が重大であると当取引所が認めたとき
	売買高	最近1年間の月平均売買取手が10単位未満又は3か月間売買不成立
	その他	銀行取引の停止、破産手続・再生手続・更生手続又は整理、営業活動の停止、不適当な合併等、上場契約違反、宣言事項についての重大な違反、株式事務代行機関への不委託、株式の譲渡制限、完全子会社化、指定保管監視機関における取扱いに係る同意の撤回、その他

(注)

- 1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。
- 「少数特定者持株数」は大株主上位10名及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数。
- 「株主数」は1単位の株式の数以上を所有する株主の数(大株主上位10名及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く)。
- 「投資単位」は、1単位当たりの価格。
- 「上場時価総額」は月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における日々の最終価格に、その日の上場株式数を乗じて得た額の平均)又は月末上場時価総額(月末日における当取引所の売買立会における最終価格(最終価格がない場合は直近の最終価格)に当該末日における上場株式数を乗じて得た額)。

(出所：東京証券取引所ホームページより)

5. ゴルフ会員権の滅失損

最後の態様として、経営が行き詰ったゴルフ場のゴルフ会員権の滅失損を取りあげたい。ゴルフ会員権には、株主会員権、株主・預託金会員併用及び預託金会員制の3種類あるが、わが国のゴルフ会員権はそのほとんどが預託金会員制であると言われる。

預託金制ゴルフクラブの経営会社は、預託金の償還問題等を回避するため、次のような方策を採っている。

- ① ゴルフ会員権の分割
- ② 民事再生法、会社更生法等による再建型処理

- 再生計画、更生計画及び整理計画（以下「再生計画等」という。）に基づき預託金債権を切り捨てた上、優先的施設利用権を保障する場合（自主再建型）
- 再生計画等の中で、ゴルフ場経営会社が新しい経営会社に営業譲渡（ゴルフ場施設、預託金債務等が移転）する場合。併せて、ゴルフ会員権の譲渡を伴う場合（営業譲渡型）

③ 破産法等による清算型処理

④ 担保権の実行によるゴルフ場施設の競売

これらの措置によりゴルフ会員権所有者は預託金が減額もしくは切捨てられ、結果的に回収できないことも生じている。

第2節 現行所得税法における資産損失の取扱い

では、以上例示してきた金融資産滅失損の所得税法上の取扱いを考えるうえで、最初に所得税法における資産損失の控除に係る諸規定について概観する。資産損失控除規定は、所得税法上の所得概念が制限的所得概念（所得源泉説）から包括的所得概念（純資産増加説）に移行し、キャピタルゲインを含むあらゆる種類の所得が課税対象にとりこまれた反面としての課税所得からの控除項目の拡大という側面を持っており¹⁵、時代とともに変遷してきた¹⁶。所得税法では、個人の資産には、大別して事業用資産と生活用資産があり、その中間に事業とはいえないものの所得を生み出す業務用資産があると考えている。所得税法51条は、このような各種態様の資産損失の必要経費算入問題に対する一つの回答¹⁷であり、その要点は、事業用資産の損失はその損失の原因を問わず、これを必要経費に算入し、生活用資産の損失は必要経費を考える余地はないが、災害等一定の事由に限定して所得控除としての雑損控除を認め、業務用資産の損失については無制限の損失は認めないというものである。

1. 資産損失の必要経費算入

(1) 事業用固定資産・繰延資産の損失の必要経費算入

所得税法51条1項は、不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産・繰延資産の取り壊し、除却、滅失（資産の損壊による価値の減少を含む）等一定の事由による損失は、これらの所得の計算上、必要経費に算入される旨規定している（所法51①）。対象となる損失は取り壊し（任意の取り壊しを含む）、除却、滅失（損壊による価値の減少を含む）その他の事由により生じた損失とされており、物理的原因による減価の全てを含むものとされ、その外延がどこまでなのかは必ずしも明らかでな

¹⁵ 注解所得税法研究会編『四訂版 注解所得税法』929頁（大蔵財務協会、2005年）

¹⁶ 資産損失税制の沿革については、藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」（税大論叢13号、101頁以下）に詳しい。

¹⁷ 注解所得税法研究会編・前掲注15・930頁

い¹⁸。

控除される金額は、後に述べる雑損控除とは異なり、当該資産の未償却残高がベース（簿価ベース）とされる（所令 142）。保険金、損害賠償金その他これに類するものにより補填された金額は損失額から直接除かれる。

（2）事業上の貸倒損失の必要経費算入

所得税法 51 条 2 項は、不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業について、事業の遂行上生じた売掛金、貸付金等の債権の貸倒等¹⁹により生じた損失を必要経費に算入することを認めている（所法 51②）。本規定により必要経費とされる貸倒れは「事業の遂行上生じた」ものに限られ、サラリーマンの友人に対する貸付金の貸倒損失などは控除が認められていない²⁰。

実務上問題になるのは、貸倒れという事実の認定であり、制度上「法律上の貸倒れ」（所基通 51-11）と「事実上の貸倒れ」（所基通 51-12）が存在する²¹。

「法律上の貸倒れ」は会社更生法等の規定による更生計画の認可決定があったこと等債権が法律上消滅した場合を指すが、「事実上の貸倒れ」は法律上債権は存在するがその回収が事実上不可能である場合を指すことから、幅広く解釈されやすく、実務上しばしば争いが生じる。「事実上の貸倒れ」のケースでは、貸倒れの認定においては、納税者の主観的判断に左右されない客観的な回収不能状態の存在が決定的な意味をもつ²²とされている。

また、「法律上の貸倒れ」については部分貸倒れが認められているが、「事実上の貸倒れ」については債権全額の回収不能が要求されている。しかしその理由は必ずしも明らかではない²³。

（3）業務用資産の損失の必要経費算入

所得税法 51 条 4 項は、不動産所得又は雑所得を生ずべき「業務」の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産の損失は、その年分の不動産所得又は雑所得の金額を限度

¹⁸ 田中治「資産損失」金子宏他『日税研論集 31 巻 必要経費』84 頁（日本税務研究センター、1995 年）

¹⁹ 貸倒損失のほか、事業の遂行上生じた販売商品の返戻、値引き等による収入金額の減少、保証債務の履行に伴う求償権の行使不能による損失、無効な行為や取消すことのできる行為の無効や取消しに基因する損失などがある（所令 141）。

²⁰ 但し、事業上の債権でない債権が回収不能となった場合に、一定の条件を満たせば当該債権に係る収入金額の計上年度につきその回収不能額をなかったものとみなす制度（所法 64①）がある。そのために更正の請求による遡及修正の手続が定められている（所法 152）。

²¹ 谷口勢津夫「貸倒損失」金子宏ほか『日税研論集 47 巻 所得税における損失の研究』99 頁以下（日本税務研究センター、2001 年）

²² 谷口・前掲注 21・124 頁

²³ 谷口教授はこの点について、「法的な観点からみると、金銭債権については履行不能が生じることはないから、理論的には、債務者が存在しなくなったときに初めて全額が回収不能になるが、所得税法は課税の公平性をも考慮して、債務者の不存在に準ずるような客観的な回収不能状態が生じた場合にも貸倒れを認めているものと解される」と述べておられる。（谷口・前掲注 21・130 頁）

として必要経費に算入することを規定している（所法 51④）。ここで「業務」とは、事業と称するに至らない程度のものと解されており、具体的には小規模の貸家や非営業貸金の元本等の損失などが挙げられる。所得税法はこれらの資産損失を、所得を生じない生活用資産とは切り離し別カテゴリーとして、昭和 40 年の改正で新設した。

「業務用資産」についてはそれから生ずる所得が課税対象とされていながら、その資産の損失が雑損控除に該当しない限り一切控除しないというのでは片手落ちの感を免れないため、不動産所得又は雑所得がある場合には、その所得の金額を限度として、当該資産損失を控除することを認めようとするのが本規定の趣旨である²⁴。当該損失額も原価ベースで計算される（所令 142 一）。

また、業務用資産の損失のうち、災害等による損失等雑損控除の適用を受ける損失は、本規定の適用を受けないが、例えば、損失額が総所得金額等の 10%に満たないことにより雑損控除の適用が結果的に受けられないような場合の救済措置として、本規定と雑損控除の選択適用を税務通達で認めている（所基通 72-1）。

2. 生活用資産の損失の控除（雑損控除）

上記の資産損失の必要経費算入の規定は上述の通り、事業用資産・業務用資産の損失に対応する制度であるが、所得税法は生活用資産の損失をも考慮する制度を設けている。これが「雑損控除」制度（所法 72）である。但し、所得税法は、雑損控除の対象となる資産を「生活用資産」として積極的に定義するものではなく、所得税法 62 条 1 項にいう「生活に通常必要でない資産」を除く旨の定め方をしているに過ぎない。生活に通常必要であるか否かの区分は、法令上必ずしも明確ではなく、法の合理的解釈、適切な社会通念、常識的判断などに委ねられた部分も少なからずあるようである²⁵。

本来、生活用資産は所得を生み出す基盤にならない、という点を強調すれば、その損失を所得計算上全く考慮しないということも考えられる。しかし、純資産増加説的な所得概念を徹底すれば生活用資産の損失も全面的に控除すべきこととなる。そこで、現行所得税法は、一定の要件を満たす場合に限り、生活用資産の損失の控除も認めることとしている²⁶。

（1）対象資産

資産の内容については、棚卸資産・山林・事業用固定資産・繰延資産及び生活に通常必要でない資産を除いた所謂生活用資産に限られる。

（2）対象損失

²⁴ 注解所得税法研究会編・前掲注 15・933 頁

²⁵ 田中・前掲注 18・91 頁

²⁶ 三木義一「資産損失」北野弘久編『判例研究日本税法体系 3 租税手続法 I・租税実体法 II』52 頁（学陽書房、1980 年）

雑損控除の対象となる損失の発生原因は、災害、盗難及び横領に限られる。このように発生原因が限定されているのは、個人の責めに帰し難いやむをえない損失に限って控除を認めようとする²⁷制度趣旨であるためである。ここにいう「災害」とは裁判例の判示によれば、「納税義務者の意思に基づかない」²⁸災害を指す。従って、納税者の意思に基づく行為による損失は雑損控除の適用が受けられないこととなる。

一方、雑損控除の対象となる資産の損失の測定は、原価ベースではなく、時価ベースがとられている（所令 206②）。これは、雑損控除制度が災害損失の復旧に資するために設けられた制度²⁹であるためである。

(3) 控除の態様

上記の対象資産の災害、盗難及び横領による損失が生じた場合には、その損失額がその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額(以下、「総所得金額等」とする)の10%相当額を超えるとときに、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する「所得控除」として機能する。雑損控除は、他の所得控除とは異なり、損失の年分で控除できなかった雑損失の金額を翌年以降の総所得金額等の計算上控除する「雑損失の繰越控除」（所法 71）の制度が設けられている³⁰。

雑損失の繰越が認められるのは、雑損控除は、ストックの損害をフローの所得から控除する制度で、税法はそのような損失の控除は、その年分だけでは納まらず、複数の年分にまたがった控除が必要と考えられているため³¹である。

3. 生活に通常必要でない資産の災害等による損失

所得税法 62 条 1 項において、生活に通常必要でない資産に関しては、災害・盗難・横領の場合に限って、その資産損失を、その年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす、と規定している。「生活に通常必要でない資産」（所法 69②）に係る譲渡損失は、昭和 36 年度改正により、損益通算から除外されることとなった。

「生活に通常必要でない資産」とは下記のものを指す（所令 178①）。

- 競走馬(事業用を除く)その他射こう的行為の手段となる動産
- 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産
- 生活の用に供する動産でその譲渡所得が非課税となる生活用動産³²以外のもの

²⁷ 三木・前掲注 26・52 頁

²⁸ 最判昭和 36 年 10 月 13 日（民集 15 巻 9 号 2332 頁）がリーディングケースとされている。

²⁹ 注解所得税法研究会編・前掲注 15・1034 頁

³⁰ 「雑損失の繰越控除」は白色申告者にも認められている（所法 71）ものの、純損失（損益通算をしてもなお控除しきれない損失）の繰越控除（所法 70）は青色申告者にしか適用が認められていない。

³¹ 注解所得税法研究会編・前掲注 15・1068 頁

³² 譲渡所得が非課税とされる生活用動産とは、自己またはその親族の生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産（所法 9⑨）を指す。具体的には、生活に通常必要な動産のうち、貴金属、書画、骨董等（1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるものに限る）以外のもの（所令 25）とされている。これらのいわ

この規定の趣旨としては、例えば別荘や書画等の資産はたとえその損失が生じても生活用資産とは異なり、納税者が所得を支出して当該資産を再取得しなければならないものではないという点を考慮し、その資産の損失控除にきわめて限定的な立場をとった、と説明されている³³。また、これら「生活に通常必要でない資産」の譲渡損失について損益通算が否定されている趣旨は、所得の処分・消費という性格によるものと説明される³⁴が、実際の線引きはかなり難しい問題である³⁵。

4. 小括

以上、所得税法上の資産損失関連税制を整理すると、図表 1-4 の通りとなる。

〔図表 1-4〕 資産損失税制

用途	内容	譲渡益	譲渡損	資産損失	損益通算/損失繰越
事業用	固定資産・繰延資産	譲渡所得または事業所得	譲渡所得または事業所得から控除	取壊・除却・滅失等 ・不動産所得、事業所得又は山林所得の計算上必要経費算入可。(所法 51①・所令 140) ・損失は原価ベース(所令 142)	○譲渡損、資産損失 ・雑所得以外は損益通算可能(法 69) ・損失繰越は、青色申告の場合は 3 年間(所法 70①)。但し災害による損失は、白色申告の場合も 3 年間(所法 70②・③)
	金銭債権	事業所得または雑所得(所基通 33-1)	事業所得または雑所得から控除	貸倒損失 ・不動産所得、事業所得又は山林所得の計算上必要経費算入可。(所法 51②・所令 141)	
	山林	山林所得または事業所得	山林所得または事業所得から控除	災害・盗難・横領 ・山林所得の計算上必要経費算入可。(所法 51③) ・損失は原価ベース(所令 142)	

ば生活用動産を非課税としている趣旨は、本来投資または投機を目的として所有しているものではなく、通常の場合には、その購入価格または取得価額以上で売却できるのは、価格の一般的な変動以外には殆ど考えられないといった事情等の理由による。また、非課税とされる生活用動産については、譲渡損失が生じた場合には、その損失は切り捨てられる(所法 9②一)。

³³ 三木・前掲注 26・53 頁

³⁴ 水野忠恒『租税法』259 頁(有斐閣、第 2 版、2005 年)

³⁵ この点の法解釈につき、佐藤英明「生活用動産の譲渡に関する所得税法の適用」税務事例研究第 6 号 33 頁以下(1990 年)に詳しい。

業務用	不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基となる資産	譲渡所得または雑所得(金銭債権の譲渡等)	譲渡所得または雑所得から控除	災害・盗難・横領 AまたはBの選択可。(所基通 72-1) A.資産損失の必要経費算入 ・不動産所得・雑所得の金額を限度として所得計算上必要経費算入可。 (所法 51④) ・損失は原価ベース(所令 142) B.雑損控除 ・総所得金額・退職所得金額・山林所得金額から控除可(所法 72) ・損失は時価ベース(所令 206③)	○資産損失の必要経費算入 ・損益通算不可(不動産所得・雑所得の金額を限度) ○雑損控除 ・雑損失の3年間の繰越(法 70①)制度。 ○譲渡損 ・雑所得は損益通算不可。譲渡所得は可能。
				災害・盗難・横領以外の資産損失 ・不動産所得・雑所得の金額を限度として所得計算上必要経費算入可。 (所法 51④) ・損失は原価ベース(所令 142)	○資産損失 ・損益通算不可(不動産所得・雑所得の金額を限度) ○譲渡損 ・雑所得は損益通算不可。譲渡所得は可能。
生活用	生活用不動産(所令 25)	非課税(所法 9①九)	ないものとみなす(所法 9②一)	災害・盗難・横領(雑損控除) ・総所得金額・退職所得金額・山林所得金額から控除可(所法 72) ・損失は時価ベース(所令 206③)	○雑損控除 ・雑損失の3年間の繰越(法 70①)制度。 ○譲渡損 ・なし
	生活に通常必要でない資産(所令 178①) ・競走馬等 ・趣味・娯楽・保養・鑑賞目的保有不動産 ・非課税生活用不動産以外の動産(高額貴金属・骨董品等)	譲渡所得	譲渡所得から控除	災害・盗難・横領 ・その年分または翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす(所法 62①) ・損失は原価ベース	○譲渡損・資産損失 ・損益通算不可(所法 69②・所令 178①)。但し資産損失の場合は、損失が生じた日の年分または翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除可。

第3節 損失控除についての税法の考え方

1. 法人税法の「損金」と所得税法の「必要経費」の相違点

以上述べてきた資産損失に関し、企業会計上は、原則として「企業の目的意思に基づかず、外部的原因から招来される資本価値の単純な喪失」³⁶として「損失」として認識され、収益から控除されるものと考えられる。

課税所得の計算にあたって上記のような損失をいかに考慮するかについて法人税法の場合と所得税法の場合とで相違点がある。その根底には、「所得税法は生命、感情を持ち、社会生活の単位となっている自然人を納税の主体とし、法人税法は、法律によって人格を認められた、生命、感情を持たない営利追求の経済人を納税主体としている」³⁷という思想があるからである。即ち、法人は 100%生産活動（所得獲得活動）を追求する主体であるが、個人は所得獲得活動の主体であると同時に消費経済の主体³⁸でもあるという二面性を持つところに損失控除の考え方に差異が生じている。

法人税法の損金とは、「別段の定めがあるものを除き、・・・(中略)・・・

- (1) 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額
- (3) 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」(法法 22③)を指す。

これに対して、所得税法には「必要経費」の概念があるが、「必要経費」とは「別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額」(所法 37①)と定義される。また、所得税法が「必要経費」として控除を認めているのは、10 種類の所得のうち、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の 4 種類である³⁹。

両者の相違点を挙げると次の通りとなる。

- (1) 所得税法上「必要経費」の規定があるのは、継続的な行為、即ち事業ないし業務と目されるものから生ずる不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の 4 種類に限定さ

³⁶ これに対し、「費用」は「収益を獲得するための価値犠牲分」を意味するとされる。しかし「費用」と「損失」の限界は流動的であり、必ずしも明確に区分されている訳ではない。(注解所得税法研究会編・前掲注 15・922 頁)

³⁷ 広瀬時江「必要経費と損金に関する一考察」税務事例 2 巻 6 号 9 頁以下

³⁸ 注解所得税法研究会編・前掲注 15・925 頁

³⁹ なお、譲渡所得における取得費等、給与所得における給与所得控除、退職所得における退職所得控除のように、「必要経費」と同等の控除規定が設けられている所得もある。

れている。利子所得や配当所得には必要経費算入が認められていない⁴⁰。

- (2) 法人税法では「損金」に算入される「損失」が、所得税法の「必要経費」の規定の中にはみられない。但し、「別段の定め」により、資産損失の必要経費算入（所法 51）の規定により、事業用固定資産等に係る取壊し、除却、滅失等により生じた金額や事業の遂行上生じた債権の貸倒損失、業務用資産損失などは一定金額を限度に「必要経費」に算入すると規定されている。
- (3) さらに、所得税法では、所得税法では家事費及び家事関連費を必要経費に算入しない旨の規定（所法 45①一）を定めているが、これらの支出がいわば所得の享受、処分という性質をもつものであって、収入を得るために支出される費用とは見られていないためである⁴¹。

2. 所得税法の「損失」は 51 条の規定のもののみ「必要経費」とされるか

所得税法 51 条により、今日の必要経費概念の中には「損失」も含まれることが示されたが、必要経費に含まれるのは、51 条に規定されている損失に限定されていると解する（以下「制限説」と呼ぶ）のか、それとも少なくとも帳簿書類に基づき所得計算を行う青色申告事業者の事業所得に係る必要経費は法人税法上の「損金」と同じであるとし、51 条に規定されていない事業用資産の損失も当然必要経費に含まれると解するか（以下「非制限説」と呼ぶ）について見解の対立が見られる⁴²。

前者の考えを示すものとして、名古屋高裁昭和 42 年 9 月 14 日判決（行集 18 巻 8・9 号 1201 頁、判タ 213 号 109 頁）がある。本件では、店舗買受のための手附金が没収されたことによる損失が法人税法上は損金とされるのに対し、所得税法上は必要経費とされていないことの妥当性が争われた。判決では「個人（自然人）の事業所得は「私経済の総合体」である個人の総合所得の一環として把握され、したがってそれは消費生活を予定することを要しない「私経済の部分主体」である法人の所得とは概念構成の上において自から別個な考慮が払われているのであって、その意味において所得税法における事業所得計算上の必要経費を法人税法における損金と必ずしも同一に定め得ないのである。」と判示している。

これに対して、後者の考え方によれば、「費用」が収益を獲得するための価値犠牲分であり、「損失」が企業の目的意思に基づかず外部的原因による資本価値の損失であるとしても、「費用」と「損失」との限界は流動的であること、法 51 条は、事業に至らない業務にかかる所得など種々の態様の所得との関連で資産損失の控除のあり方を明らかにする必要がある問題について別途定められた特則として解釈し、それ以外の損失の控除を否定する趣旨のも

⁴⁰ 配当所得の場合元本を取得するために要した負債利子の控除が認められている（所法 24②）。

⁴¹ 注解所得税法研究会編・前掲注 15・946 頁

⁴² 三木・前掲注 26・40 頁

のではないとされる⁴³。

吉良実教授によれば、「純資産増加説の立場から『所得』そのものを把握しようとする立場に立って、所得税法上の『必要経費』と法人税法上の『損金』とを理論的に認識しようとする場合、その両者間に概念上の差異を認めるべき合理的理由・根拠がはたして存するであろうか」と批判される⁴⁴。

また、田中治教授は「損失」か「費用」かの「形式的、概念的区分論によることなく、具体的な事業とのかかわりで、問題の損失（筆者注：上記判決内の、店舗買受のための手附金が没収されたことによる損失を指す）の必要経費性の有無を考慮すべき」とし、「少なくとも事業所得に関する限り、所得税法にいう必要経費は、法人税法にいう損金と本質的に差異はない」と反論される⁴⁵。

さらに、三木教授も、「仮に、当該損失が必要経費と解されない場合には、現行法上 51 条の資産損失の対象でもなく、さらに雑損控除の要件にも合致せず、結局所得計算上何ら考慮されないことになるので、立法論的配慮が必要なように思われる」⁴⁶と述べておられる。

金融資産の滅失損を考えるにあたっては、制限説的アプローチをとるのか、または非制限説的アプローチをとるのかで結論も変わり得る。つまり、前者の立場をとる場合、所得税法 51 条の解釈を行い該当しなければ、所得税法上損失控除が認められないこととなるが、後者の考えに立つ場合、51 条の規定に該当しない場合でも事業所得において必要経費として損失控除の可能性がでてくるということになるからである。従って、本稿においては、金融資産の滅失損に関し、まずは制限説的アプローチで解釈論を試みたうえで、続いて非制限説的アプローチで解釈を試みることにしたい。

⁴³ 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』3295 頁（第一法規出版）

⁴⁴ 吉良実「課税所得計算における必要経費」シュトイエル 100 号、25 頁

⁴⁵ 田中・前掲注 18・78 頁

⁴⁶ 三木・前掲注 26・46 頁

第2章 現行法における解釈論の展開

本章では、ペイオフ損、デフォルト損等本稿の対象とする金融資産滅失損がまず、資産損失の必要経費算入（所法 51）、雑損控除（所法 72）または生活に通常必要でない資産の災害等による損失（所法 69②）のいずれの規定に該当するか否かを考察する。この点に関し、佐藤英明教授¹及び酒井克彦氏²の先行研究が詳しいのでこれを基礎に考察を試みる。

前章でも述べた通り、所得税法の「損失」は 51 条の規定のもののみ「必要経費」とされるところとする制限説と、それとも少なくとも事業所得に係る必要経費は法人税法上の「損金」と同じであるとし、51 条に規定されていない事業用資産の損失も当然必要経費に含まれると解する非制限説がある。

従って、まず制限説の立場にたつて法解釈を行ったうえで、次いで、非制限説の立場に立つて検討を深めるという二元的アプローチをとることとしたい。

第1節 制限説的アプローチ

1. 金融資産滅失損と必要経費

最初に、これらの金融資産滅失損が 51 条に規定する資産損失の必要経費算入規定の射程に入っているかについて考察する。

(1) 預貯金のペイオフ損

まずペイオフ損についてであるが、預金者の預金の払戻請求権の預金保険機構への譲渡は金銭債権の譲渡となるが、金銭債権の譲渡益は課税実務上、キャピタルゲインではなく金利相当とみられていることから譲渡所得に含まれず（所基通 33-1）、雑所得にあたると考えられる³。さらに、その譲渡による損失については、貸倒損失として所得税法 51 条 2 項又は 4 項の資産損失の規定が適用される旨を示している⁴（所基通 51-17）。この場合「雑所得の基因となる資産」として所得税法 51 条 4 項の規定を適用すべきという見解もあるが、酒井氏は、「預金者は雑所得に相当する所得獲得のために預金していたとみることには無理があり、所得税法 51 条 4 項の規定は適用できないこととなる、即ち、預金の所得たる利子所得には必要経費控除規定がない以上、51 条 4 項の適用を認めることは解釈論

¹ 佐藤英明「投資の失敗と所得税」23 頁以下（税務事例研究 73 号、2003 年 5 月）

² 酒井克彦「いわゆる金融商品の損失等を巡る課税上の問題—金融商品を巡る個人所得課税についての若干の立法論的提言」（税大論叢 41 号、355 頁以下）

³ 預金者等がその有する「預金等債権」について保険金の支払を受ける場合において、支払を受ける保険金の額に応じて機構が取得する預金等債権のうちに利息等がある場合には、預金保険法 58 条の 2（課税関係）に定めがある。

⁴ この趣旨としては、金銭債権の譲渡により譲渡損失が生じた場合、もし貸倒状態に近い貸金を他に安く譲渡することによって、本来、貸倒損失として事業所得、雑所得または家計上の所得とされるべきものが、一律譲渡所得の損失として他の所得から控除されるような結果となることが法の趣旨にそぐわないと考えられているためだと説明される。（注解所得税法研究会編『四訂版 注解所得税法』646 頁（大蔵財務協会、2005 年））

上不可能」⁵と主張されている。

私見としても、同氏の見解を支持したい。歴史的な経緯から鑑みても、利子所得概念は、その発生的大量性、その元本である金融商品の多様性、浮動性といった特性から源泉分離課税とされており⁶、そもそも必要経費概念はなじまないものである。従って、現行法解釈上は利子所得については経費または損失が想定されておらず、所得税法 51 条 4 項の規定の適用は困難であろう。

(2) 生命保険の保険金額削減損⁷

保険契約者が保険金削減の損失を蒙る要因としては、第 1 章で述べたように、保護機構による承継保険会社または救済保険会社への移管に伴う責任準備金の削減と予定利率の引き下げ等契約条件の変更の 2 要因がある。

前者の場合、保険契約のいわば移転もしくは承継に伴う損失ということで、生命保険契約を財産法的にみる⁸と、生命保険金請求権、積立金・解約払戻金の払戻請求権、配当金請求権、保険契約者貸付請求権に譲渡損失が生ずることとなり、ペイオフのケースと同様、解釈上は雑所得（所基通 33-1）に該当し、損失の他の所得との通算は認められないこととなる。

後者の場合、特に、その生保会社の自主的運営による契約変更に伴う保険金削減損はどのように解釈すべきであろうか。所得税法上、生命保険契約等に基づく保険金は非課税のものを除けば、一時所得に区分（所法 34、所令 183、所基通 34-1）される。一時所得の計算にあつては、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、さらにその残額から一時所得の特別控除額（最大 50 万円）を控除した金額（所法 34②）とされている。一時所得については厳格な収入・支出の個別対応的計算を求めており、控除される支出額も極めて限定的である。これは、一時所得には一種の消費支出的側面があり、その支出はそれが収入を生んだ場合に限って控除を認めるという建前を採っているものと説明されている⁹。生命保険契約の場合、その生命保険契約等に係る保険料が収入を得るために支出した金額として控除される¹⁰（所令 183②二）が、保険金削減損については何ら規定はされておらず、前述の趣旨から鑑みるに保険金との個別対応関係があるとも考えられないので、一時所得から控除することは困難であろう。

⁵ 酒井・前掲注 2・406 頁

⁶ 注解所得税法研究会編・前掲注 4・257 頁

⁷ 他者のためではなく、自己のためにする保険契約を前提とする。

⁸ 生命保険を財産法的に捉えた論文として、山下孝之『生命保険の財産法的側面』（商事法務、2003 年）がある。

⁹ 注解所得税法研究会編・前掲注 4・806 頁

¹⁰ さらに、所得控除として生命保険料控除制度（所法 76）がある。

次に、資産損失の必要経費算入規定(所法 51 条)に該当するか否かについて、一時所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産の損失は想定されていないことから保険金削減損は控除されないこととなろう。この点に関し、佐藤教授は、「この例にある生命保険契約(筆者注：定期保険の設例である)は、死亡時のリスクに対応するためのものであり、被保険者の主たる関心もその点にあると考えられる。・・・(中略)・・・それは保険サービスを買うという消費に付随して発生する損失であるから、通常の家事費の範囲であり、一般の投資の損失の問題とは性格を異にするものと思われる」として、現行法の解釈上、保険金削減損の控除を否定されている。しかし、一時払養老保険などいわゆる金融類似商品であった場合、全てが消費的色彩を持つものであるとも言えないものと考えられるが、上述の通り現行の法解釈上は保険商品の種類にかかわらず、損失控除は困難である。

(3) 社債のデフォルト損

社債のデフォルト損失について、利付債と割引債で考え方が異なつてこよう。

まず利付債については、社債の保有目的は定期的な利息の受領にあると考えられることから、実務上は社債を利子所得の基因となる資産と考え、預貯金同様所得税法 51 条 4 項の適用は認められない¹¹ことになる。

一般に株式が発行会社の成長性に対する投資であるのに対し、社債は発行会社の元利金の返済安定性、即ち発行会社の財務内容の安定性に投資する¹²と言われる。従つて、発行・流通市場における価格には、一般的な金利水準に加えその社債の発行規模や発行会社の財務体質の健全性等のリスクが織り込まれることとなる。つまり、デフォルトリスクが高ければ利率も高くなるという商品特性を鑑みれば、本来は利子所得から控除できる手当てを行うべきであったが、第 1 節で述べた通り、最近まで個人投資家がデフォルトによる実損を蒙ることがなかったこと、そして、永らく公社債の譲渡益は非課税とされ(措置法 37 の 15①)、その反面公社債の譲渡損失はないものとみなされている(措置法 37 の 15②)ためその整合性を図る必要があったこと等の理由によりデフォルト損の控除の手当てがなされていなかったものと考えられる。

一方割引債については、発行価額と額面金額の差額である償還差益が保有期間中の利息相当とみなされ、発行時に 18%の所得税が源泉徴収され、課税関係は終了する(措置法 41 の 12)。この場合の所得区分は雑所得(所基通 35・1)とされている。従つて、「雑所得の基因となる資産」として所得税法 51 条 4 項の規定が適用できそうであるが、「雑所得の基因となる資産」の意義は条文からは判然としない。

また、利付債・割引債とも期中譲渡した場合は、利子所得及び譲渡所得、雑所得もしくは事業所得の基因となる所得と見られなくもない。この点に関し、酒井氏は「その資産が

¹¹ 酒井・前掲注 2・415 頁

¹² 徳島勝幸『現代社債投資の実務』85 頁以下(財経詳報社、新版、2004 年)

どのような所得獲得のために寄与されるかによって損失の取扱いを異にしていることに鑑みれば、保有段階による所得か譲渡段階による所得かによって機械的に所得の基因となる資産を判断するのではなく、一義的には資産がどのような所得獲得のために投下されたか、すなわち、資産の保有目的により判断することが相当であろう¹³と述べておられる。

従って、社債の投資家の保有目的は利付債にあつては社債利息の獲得、割引債にあつては償還差益の獲得であると解するならば、利付債は「利子所得の基因となる資産」であり必要経費規定が存在しないことから控除不可能、割引債は「雑所得の基因となる資産」となり所得税法 51 条 4 項の規定により控除可能となりそうである。そうすると、投資スキームとして他の条件が同じと仮定すれば、税効果を鑑みると後者に有利となり、投資行動に歪みをもたらすこととなろう。

(4) 倒産に伴う株式の無価値化損

先に見たとおり、株式は通常転売によってキャピタルゲインを得ることが目的とされることが多いため、譲渡による資本回収を図る資産、すなわち、「事業所得、譲渡所得または雑所得の基因となる資産」に該当し、所得税法 51 条 4 項の規定が適用できそうであるが、昨今のように高配当狙いで株式投資を行うようなケースもあり、その場合は「配当所得の基因となる資産」とも考えられるため、一義的に、所得税法 51 条 4 項の規定が適用されるとも言えないものと考えられる。

しかし、昨今の「貯蓄から投資へ」という政策要請をうけ、次の立法によって、一部の株式の無価値化損が株式等譲渡益から控除できることとされた。

① エンジェル税制¹⁴における特定中小会社の株式の無価値化損失の金額の特例（平成 9 年度改正、措置法 37 の 13 の 2）

個人投資家が特定中小会社の株式を取得し、上場前に特定中小会社が解散をし、その清算が終了したことまたは破産の宣告を受けたことによる価値喪失が発生した場合に、当該損失を譲渡損失とみなしてその年の株式等譲渡益から控除、3 年間の繰越損失を認める制度である。

② 特定口座内の上場株式等の無価値化損失の特例（平成 17 年度改正、措置法 37 の 10 の 2）

特定口座で管理されていた株式が、発行会社の清算等一定の価値喪失事由¹⁵が生じた

¹³ 酒井・前掲注 2・411 頁

¹⁴ 具体的には、①特定中小会社が発行した株式の取得費控除の特例（措置法 37 の 13） ②特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の 3 年内繰越控除（措置法 37 の 13 の 2） ③特定中小会社が発行した株式の譲渡所得等の 2 分の 1 の特例（措置法 37 の 13 の 3） ④特定中小会社の株式の無価値化損失の金額の特例（措置法 37 の 13 の 2）等の優遇措置がある。

¹⁵ 一定の事由とは、①解散し、その清算が終了したこと、②破産手続開始の決定を受けたこと、③会社更生法に規定する更生計画につき更生計画認可の決定を受け、その更生計画に基づきその発行済株式の全部を無償で償却したこと、④民事再生法に規定する更生計画につき更生計画認可の決定を受け、その更生計画に基づきその発行済株式の全部を無償で償却したこと、⑤預金保険法の規定による特別危機管理開始決

場合に、これを譲渡損失とみなしてその年の株式等譲渡益から控除、3年間の繰越損失を認める制度である。

この措置により、特定口座管理上場株式等及び未公開株式のうちのエンジェル税制対象株式については、無価値化損が控除できるようになった。しかし、それ以外の株式については、先に見たように、所得税法 51 条 4 項の規定の適用が難しいため、損失控除はできないものと考えられる。

(5) ゴルフ会員権の滅失損

次に、ゴルフ場経営会社が破綻したこと等によるゴルフ会員権の滅失損について検討する。第 1 節でも述べたとおり、税務上は預託金の損失をどのタイミングで認識するかが重要となる。

その前に、預託金会員制のゴルフ会員権の法的性格について整理しておきたい。判例¹⁶では、ゴルフクラブが「それ自体独立して権利義務の主体となるべく社団としての実体を有」しないとされ、「契約上の地位」であり、その契約内容は、ゴルフ場施設を「優先的に利用しうる権利」及び所定の条件の下で預託した入会保証金の返還を請求することができる権利並びに年会費等を納入しなければならない義務を内容とする債権的法律関係であるとされている。

このような債権的な契約上の地位であるゴルフ会員権を構成する複数の権利義務関係について、包括的な権利であるかまたはバラバラの権利であるのかについて問題になる。この点につき、ゴルフ会員権の消滅時効について判断した最高裁判決¹⁷によれば、ゴルフ場施設優先利用権がゴルフ会員権の基本的な部分を構成するものとし、ゴルフ場施設優先利用権が存続する限り、ゴルフ会員権は契約関係に基づく包括的権利であり得るが、ゴルフ場経営会社が「会員に対して除名等を理由にその資格を否定してゴルフ場施設の利用を拒絶し、あるいはゴルフ場施設を閉鎖して会員による利用を不可能な状態としたようなときは、その時点から会員のゴルフ場施設利用権について消滅時効が進行し、右権利が時効により消滅すると、ゴルフ会員権は、その基本的な部分を構成する権利が失われることにより、もはや包括的権利としては存続し得ないものと解するのが相当である」と判示している。つまり、ゴルフ場施設利用権を基本とするゴルフ会員権は、そのゴルフ場施設利用権が存続している限りは包括的権利であるが、ゴルフ場施設利用権が消滅した段階で、個々の権利義務関係がバラバラになるとされる。

税務上、預託金会員制ゴルフ会員権は、ゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用できる者としての地位、即ち事実上の権利として譲渡所得の基因となる

定を受けたこと が挙げられる。

¹⁶ リーディングケースとして、最判昭和 50 年 7 月 25 日第三小法廷判決・判時 790 号 55 頁がある。

¹⁷ 最判平成 7 年 9 月 5 日第三小法廷判決・民集 49 卷 8 号 2733 頁

資産に該当し、その譲渡による所得は、営利を目的として継続的に行われるものを除き、総合課税の譲渡所得に該当（所基通 33-6 の 2）し、その譲渡所得の金額上生じた損失は、他の所得と損益通算することができる。しかし、ゴルフ場施設利用権が消滅してしまった会員権を譲渡した場合は、上述の通り預託金返還請求権という金銭債権に転換するため、その譲渡は金銭債権の譲渡を意味し、課税実務上は、金銭債権の譲渡は譲渡所得の基となる資産には該当しないこととなり（所基通 33-1）、雑所得の損失として扱われる。従って、ゴルフ会員権を巡る数々の措置の判定にあたってのメルクマールは、そのゴルフ場施設利用権を有しているかまたは維持しているかという点に依存していることとなる。

預託金損失の認識時期に関しては、国税庁資産課税課からの見解¹⁸が出されており、要約すれば、ゴルフ会員権の分割や再建型処理に関しては、ゴルフ場施設利用権の継続性を認める考えから、分割や再建型処理があった段階では、たとえ預託金債権が減額されたとしても損失が認識されないこととなる¹⁹。

一方、清算型処理が行われた場合は破産宣告時に、そのゴルフ会員権は金銭債権としての配当請求権に転換したこととなり、金銭債権の譲渡損と同等に扱われる。

また、担保権の実行によるゴルフ場施設の競売の場合は、ゴルフ場施設利用権は消滅し、単に預託金返還請求権のみ有することとなるため、金銭債権の譲渡損と同等に扱われることとなる。

以上、ゴルフ会員権の滅失損についてみてきたが、そもそもゴルフ会員権の性質上ゴルフをプレーすることに目的があることを鑑みれば、所得獲得目的というよりは消費的性格を有しており、社債や株式の滅失損とはまた性格が異なると言えよう。

2. 金融資産滅失損と雑損控除

続いて、各金融資産滅失損失が雑損控除（所法 72）の適用を受けることが可能かどうかについて検討する。雑損控除は棚卸資産・山林・事業用固定資産・繰延資産及び生活に通常必要でない資産を除いた所謂生活用資産の災害、盗難及び横領を原因とすることが要件であり、預貯金や社債・株式等の金融商品がまず雑損控除の対象となる資産に該当するか、次いで、その滅失損失が「災害」に該当するかという二点を検討しなければならない。

（1）金融商品が雑損控除の対象資産か

¹⁸ 資産課税課情報第 13 号「個人所有の預託金制ゴルフ会員権を巡る課税上の問題について」（平成 15 年 7 月 4 日）

¹⁹ 自主再建型の再生計画等で預託金債権が 100%切り捨てられるケースや、営業譲渡型の再生計画等で各会員が新経営会社にゴルフ会員権を譲渡し、新経営会社はその預託金債権で旧経営会社からゴルフ場施設を取得、新経営会社は各会員に対し新たな預託金制ゴルフ会員権を交付するようなケースがある。前者のケースは、そのゴルフ会員権の取得価額とゴルフ場施設利用権だけの会員権の時価相当額との差額は、家事上の損失とする、とされている。また、後者のケースでは、譲渡性が認定できれば、その譲渡損失の金額は損益通算の対象となる、としている。

先にみたとおり、雑損控除の対象資産は所謂生活用資産（所法 72①・所令 205）であり、果たして金融商品が生活用資産と言えるかという点が問題になる。

この点に関し、佐藤英明教授は、実務上の取扱いの観点から、雑損控除の適用対象資産を金融商品にまで広げる解釈論を展開されている²⁰。同教授は所得税法 72 条 1 項にいう「資産」には、そもそも現金や債権などが含まれないという考え方に対して、「雑損控除の規定が適用される代表的な場面である資産の盗難について考えると、現金を盗まれた場合に雑損控除の対象とならないという解釈は考えにくい。そして、現金が対象となる以上、たとえば銀行通帳と印鑑を盗まれ、犯人に銀行預金を引き出されてしまった場合に、それが銀行預金債権の盗難だから雑損控除の対象とならないという解釈は、いかにも不自然である」²¹と述べておられる。

この点について酒井克彦氏も「所得税法 72 条が納税者の個人的事情に基づく控除の対象から特定の資産を排除するのは、他の資産損失制度によって担税力の減殺が考慮されているからであって、資産の属性如何によって、取扱いを異にする趣旨ではないと考えられる。したがって、特段、金融商品に係る損失を適用除外とする根拠は見当たらない。」²²と述べている。

私見としても、両氏の見解に賛同し、一義的に金融資産が雑損控除の対象から外れている訳ではないと解するのが自然であると考ええる。

(2) 滅失損失が災害であるか

第二の検討課題は、滅失損が「損失」²³特に、「人為による異常な災害」に該当するかどうかという点である。

酒井氏による判例・裁決例に基づく研究によれば、雑損控除の対象となる損害の認定にあたっては、①「納税者の意志に基づかない」²⁴こと、または②「予見及び回避不可能」²⁵であること、がその要件とされると指摘されている²⁶。

²⁰ 佐藤・前掲注 1・34 頁

²¹ 佐藤・前掲注 1・35 頁

²² 酒井・前掲注 2・386 頁

²³ 所得税法 72 条 1 項にいう「災害」とは、「震災、風水害、火災その他政令で定める災害」（所法 2①二十七）をいい、その「災害」とは、「冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害」（所令 9）と定義されている。

²⁴ 最高裁第一小法廷昭和 57 年 11 月 11 日判決（税資 128 号 240 頁）は、子が第三者に対して与えた傷害につき納税義務者が支払った損害賠償金について「所得税法 72 条に規定する災害又は盗難若しくは横領による損失とは、納税者の意思に基づかない損失をいうものと解するのが相当である」とした下級審を支持している。さらに最高裁第一小法廷平成 2 年 10 月 18 日判決（税資 181 号 96 頁）は、「納税者の意思に基づかない災害、盗難、横領による損失と瑕疵はあっても納税者の意思に基づくといえる詐欺、恐喝による損失と税法の雑損控除の適用上区別することにつき、これがあながち不合理といえない」とした名古屋高裁平成元年 10 月 31 日の判決を支持している。

²⁵ 国税不服審判所昭和 54 年 9 月 4 日（裁決事例集 19 卷 54 頁）

²⁶ 酒井・前掲注 2・440 頁

そうした場合、酒井氏は、「社債や株式については破綻前に売却することが可能であることからすると不可避的であるとはいえない」とし、また社債権者は債権者集会の決議を要する点や株式については「一般に経営参加の機会を有しており、『納税者の意思に基づかない』とは言い切れない」²⁷と主張されるが、私見としては、一般的な個人投資家にとってみれば社債権者としての権利や小口の株式の権利は、全体の意思決定に与えるほど影響力があるとはいえないため、小口投資家としては上記二要件に該当し、雑損控除の適用対象となる「損失」としての解釈も考えられそうである。

従って、金融資産減失損が雑損控除の適用にあたり排除されているわけではなさそうであるが、制度趣旨に立ち戻って考察を続けることとする。

3. 制度趣旨からの検討

資産損失の必要経費算入及び雑損控除の制度趣旨に関しては、先行研究として藤田論文(1979年)²⁸に詳しく、同論文の指摘を参考に検討してゆきたい。同論文で、現行の資産損失に関する制度の基盤となった昭和36年12月の政府税制調査会の答申をみれば、本制度設定にあたっての考え方が判明するとし、所得から資産損失を控除することの考え方が次の2通りあると指摘している²⁹。

- 「所得の獲得に直接関与する資産の損失をその所得の計算上の必要経費として控除する考え方」
 - ーこの考え方は、事業の所得はその事業に投じられた総資産の運用の成果としてあらわれるものであり、結果的には、資産の損失を通算した後において純資産の増加として把握されとするものである。これは、個人の消費生活を含まない純粹の事業としての法人の所得計算の考え方にみられるところである。
- 所得の獲得に直接関与しない資産の損失であっても、その損失が予期されない異常なものであるときは、その資産の所有者の担税力を減殺するという観点から、これを調整するため、その者の所得から特別に控除する考え方
 - ーこの考え方は、以下に述べるような観点到っているものと思われる。すなわち、所得税は個人の担税力に応じて課税するものであるが、個人は、消費生活を営むものであるところから、これに対しては、一般的な基礎控除等の設定により個人消費による担税力の減殺を織り込んだ所得の高さを基準として担税力を把握せざるをえない。しかし、通常の消費生活に予期しない異常な損失があった場合には、所得を基準として課税する制度だけでは、その損失が實際上その担税力を低下させているにもかかわらず、これを課税に反映させる途がない。したがって、この種の異常な損失については、特別に課税上配慮を加えることが担税力に即応した公平な課税を

²⁷ 酒井・前掲注2・441頁

²⁸ 藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」101頁以下（税大論叢13号）

²⁹ 藤田・前掲注28・166頁

実現するゆえんである。」(下線部筆者強調)

前者の考え方に対応する制度が資産損失の必要経費算入制度(所法 51)であり、後者の考え方に対応するものが、雑損控除制度(所法 72)である。

この答申では、①所得の獲得に直接関与する資産の損失は、純資産増加説的所得概念をもとにその所得の計算上必要経費として収入金額から控除するとともに、②所得の獲得に直接関与しない資産の損失であっても、それが異常なものであり、担税力を減殺するものであるときは、その損失を所得から特別に控除するという考え方を示している³⁰。

以上のような制度設計上の背景を鑑みれば、金融資産滅失損においても、仮に①において理論上必要経費に該当しないとなったとしても、②その投資損失が異常なものであり、担税力を減殺するものであるときは、雑損控除で控除されるべきものと考えられよう³¹。

4. 小括

以上、各金融資産の滅失損は資産損失の必要経費算入規定(所法 51)及び雑損控除規定(所法 72)の解釈になじむものではないことが明らかとなった。従って、制限説的アプローチでは、これら金融資産の滅失損を所得税法上考慮するのは困難であろう。

第2節 非制限説的アプローチ

制限説では、金融資産の滅失損が所得税法 51 条の資産損失の必要経費算入や 72 条の雑損控除の適用になじまない結論付けたものの、形式的、概念的区分論によることなく、具体的な事業とのかかわりで、滅失損の必要経費性の有無を考慮すべきとする非制限説の立場から検討してゆくこととする。

金子宏教授によれば、必要経費の趣旨につき、「必要経費とは、所得を得るために必要な支出のことであり、課税所得の計算上、必要経費の控除を認めることは、いわば投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることにほかならず、原資を維持しつつ拡大再生産を図るという資本主義経済の要請に沿うゆえんである」³²と述べておられる。それゆえ、ある支出が必要経費として控除されるためには、①それが事業活動と直接の関連を持ち(業務

³⁰ 佐藤英明教授も、我が国の雑損控除制度とアメリカ連邦所得税における災害損失控除制度との比較法的研究の中で、我が国の雑損控除制度は理論上アメリカの災害損失制度の系譜を引いているのではなく、その本質は、原則的な所得計算構造の外において、常識的に納税者の特別な事情に応じて課税所得を減額するという点にあると指摘されている。それは即ち担税力調整のための制度であり、富裕層の控除可能性を削減して垂直的公平の要請を満たす制度とされている。(佐藤英明「雑損控除制度—その性格づけ」金子宏他『日税研論集 47 巻 所得における損失の研究』29 頁以下(日本税務研究センター、2001 年))

³¹ とはいえ異常性をどこに設定するのかは経済・社会的状況によって左右されるものと考えられる。銀行や社債発行会社の経営破綻といった事象は担税力を減殺するものであることには異論はないが、その損失が「異常」と言えるかどうかは相対的なものである。かつては、銀行や社債を発行する会社について経営破綻させないという政府の強い意向が見られ、それに基づく立法措置や政策が執行されていたため、このような事象が発生することは確かに「異常」事態と考えられた。しかし昨今のような金融規制緩和環境の下においては、銀行や社債発行会社の破綻が起り得る事象となり、クレジットリスクがリターンにも反映されているという点を鑑みれば、当時と比べて「異常性」が薄まっているとも考えられよう。

³² 金子宏『租税法』248 頁(弘文堂、第 10 版、2005 年)

関連性)、②事業の遂行上必要な支出(必要性)でなければならない、とされる。

中小事業者にあつては、取引銀行(メインバンク)の影響力が大きく、融資をスムーズに進めるにあつては、メインバンクと良好な関係を保つために一定の預金を預け入れるケースがある³³。このような場合万一メインバンクが経営破綻した場合、当該預金の回収可能性が困難に陥る。このようなペイオフ損は上記の必要経費の要件に該当するか検討してみよう。

まず、最初の業務関連性であるが、その事業者の事業遂行にあつて、同メインバンクの融資なくしては成り立たないということであるので、事業活動と直接の関連を持つと言えるであろう。従つて、その事業者が事業資金用に預金を設定していれば業務関連性があるといえるが、その事業者の子や孫のための預金ということであれば、業務関連性は乏しいと判断される。

第二の必要性であるが、事業遂行上必要であるか否かについて、事業者の判断(主観)のみで足りるのか、客観的な必要性を要するのか問題とされる。この点に関し、碓井光明教授は「一般には、客観的必要性が強調されるが、個別の事案に応じて判断すべきであつて、常に客観性を要求することが妥当とは言えない。」³⁴と述べておられる。同メインバンクに預金を預け入れなければ、当該事業者の期待する融資が受けられないということであれば、必要性の要件も満たすと考えられる。

従つて、メインバンク破綻に伴う事業用預金のペイオフ損は、同事業者の事業所得の計算上必要経費として控除される可能性が残されている。

しかし事業所得者において預金のペイオフ損の必要経費控除が認められて、サラリーマンの場合認められないというのは不自然である。メインバンクの破綻という社会・経済に与える影響が大きい損失について、一定の事業所得者においては損失が控除され、その他多数の個人所得者においては控除されないということは、たとえ証拠書類の担保ということはあるが、公平性の原則の見地からみても問題がある。

第3節 小括

以上の考察の結果、いずれのアプローチを採っても、金融資産滅失損の取扱いには、必要

³³ 最近、類似の事例として、三井住友銀行が融資先事業者に対して、融資の条件として金利スワップの購入を余儀なくさせたとして、当該行為をとりやめるよう、公正取引委員会の勧告を受けた事例(2005年12月2日)がある。この事例では、当該事業者が金利スワップを必要としておらず、また、金利スワップに係る支払いによる金銭的負担も大きいと考え、複数回にわたる金利スワップの購入提案に応じなかった。しかし同行は金利スワップを購入しなければ融資枠の更新に関して不利な取扱いを行う旨明示又は示唆し、担当者に管理職である上司を帯同させるなどして重ねて金利スワップの購入を要請した結果、当該事業者は金利スワップの購入を余儀なくされた。この行為は、自己の取引上の地位が融資先事業者に対して優越していることを利用して、正常な商慣行に照らして不当に、融資先事業者に対し、融資に係る商品または役務以外の金利スワップを購入させているものであり、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第14項[優越的地位の濫用]第1号)の規定に違反するものと判断されたものである。(平成17年12月2日公正取引委員会報道発表資料より)

³⁴ 碓井光明「必要経費の意義と範囲」金子宏他『日税研論集31巻 必要経費』34頁(日本税務研究センター、1995年)

経費算入規定においても、雑損控除規定においても明確な定めがなく、いわば税法のクレバス（crevasse）に落ちた格好になっているような印象を受ける。預金のペイオフや保険金額の削減、社債のデフォルトなどの事象は最近顕在化した事象であって、所得税法上の資産損失税制が制度化された昭和 30 年・40 年代当時においてはおそらく予想されなかったからであろう。また、制度趣旨から鑑みても、所得税法上、個人の金融取引を生産活動と位置づけているのか、消費活動と位置づけているのか、条文からは判別しがたい点にもその原因があるのではないかと考えられる。この点については、第 4 章で詳しく検討することとしたい。

第3章 資産減失損非控除の場合の弊害

では、所得税法上、金融資産減失損の控除を認めない場合、どのような弊害が生じるのであろうか。本章では、まずファイナンス的見地、次いで租税理論的見地からの弊害について考えてみたい。

第1節 ファイナンス的視点からみた弊害

投資家は金融資産減失損をどのように織り込んで投資行動を行うのであろうか。資産減失損の典型例として社債投資を採り上げることとする。

1. 社債利回りと税

債券投資における簡易なパフォーマンス評価として利回りが用いられる。利回りにも様々な種類があるが、簡単にクーポン及び償還差益の収益性（単利ベース）が算出できる指標として、最終利回りが用いられることが多い。いま、満期が n 年、額面が F で年 1 回 C のクーポンが支払われる債券があったとし、それを P の価格で購入したとする。この場合の最終利回り y は、次のように計算される¹。

$$y = \frac{C + (F - P) / n}{P} \quad \dots\dots\dots ①$$

今仮に税率²を t とした場合、税効果を反映した結果の最終利回りは次の通りとなる。

$$y = \frac{C + (F - P) / n}{P} \cdot (1 - t) \quad \dots\dots\dots ②$$

今この債券がデフォルトを起こし、 $F = 0$ となったとする。デフォルト損失が所得税において考慮されるとすると、②式は、次の通りとなる。

$$y_1 = \frac{C}{P} \cdot (1 - t) - \frac{1}{n} \cdot (1 - t) \quad \dots\dots\dots ③$$

現行税制と同様、デフォルト損失について控除されないとすると、②式は次のとおりとなる。

$$y_2 = \frac{C}{P} \cdot (1 - t) - \frac{1}{n} \quad \dots\dots\dots ④$$

従って③式と④式を比較すると、

$$y_1 - y_2 = \frac{1}{n} \cdot t \quad \dots\dots\dots ⑤$$

¹ 日本証券アナリスト協会編『証券投資論』220 頁以下（日本経済新聞社、第 3 版、1998 年）

² この例では、社債利息の税率と、償還差益の税率を同一と仮定しているが、第 2 章でみてきたように現行税制上、社債利息は利子所得に、償還差益は雑所得（譲渡差益は非課税）に分類されるため、税率も異なってくる。

分だけ、税引き後のリターンに差異が生ずることが判明する。とりわけ残存期間が短い債券ほどその影響が大きくなることが伺える。

2. クレジットリスクと税

先に見た利回りはリスクの観点が抜けているが、現実には社債投資を行うにあたっては様々なリスクを勘案することとなる。特に本稿では、デフォルトを採り上げていることから、クレジット（信用）リスクについて論じることとする。

わが国の社債市場はかつて電力債が太宗をしめていたこと、適債基準等の存在により、発行体の信用力よりも流動性や発行体の所属する業種の違い注目した社債の価格評価がなされてきた。しかし、1996年1月の適債基準撤廃等以降発行体の層に厚みが増してきたこと、1997年の金融危機を経て信用力に対する注目の度合いが格段と高まり、近年ではわが国社債市場においても発行体の信用力に比重を置いた価格評価が行われるようになってきた³。発行体の信用力は、ファイナンスの世界においては、クレジット（信用）リスクとして価格評価や金利算定に織り込まれることとなる。クレジットリスクは多義的であるが、ここでは債務者である相手方がデフォルトに陥るリスクと定義したい。

ファイナンス理論⁴では、クレジットリスクを評価することが重要課題であり、様々なモデリング⁵が試みられているが、実際にはその評価は非常に難しい課題である。現段階では定説的なモデルはないが、通常、リスク・プレミアムが考慮される。人々がリスク回避的という前提下において、期待収益率が安全資産の収益率（通常国債の利回りが用いられる）より高い場合、そのリスク資産へ投資を行う。この場合、期待収益率と安全資産の収益率の差額がリスク・プレミアムと呼ばれる。従って、リスクのある債券を評価するためには、利子率にリスク・プレミアムを上乗せした率を用いて割引計算するのが合理的であるとされている。そうすれば他の要件が同じであるとした場合、リスク性債券の価値は無リスク性債券の価値より低くなる（即ち利回りは高くなる）。

クレジットリスク・プレミアムを正確に算定することは金融工学上難題の一つとされているが、一般的には格付けによる期待デフォルト率が用いられる。格付けは、債務不履行の起こりやすさに関して、格付け機関が定量的及び定性的データに基づき下した判断であるため、クレジットリスクと相関関係があるとされている。

非常に概括的ではあるが、ファイナンスの世界では、資産滅失の予兆があらわれてきた

³ 荻島伸和＝笠利宏「本邦における社債スプレッドの動向」証券アナリストジャーナル 2002年4月号、32頁以下

⁴ 以下の説明は主に、リチャード・ブリーリー、スチュワート・マイヤーズ（藤井眞理子、国枝繁樹監訳）『コーポレートファイナンス 上・下』（日経BP社、第6版、2002年）、野口悠紀雄『ファイナンス理論入門』（ダイヤモンド社、2004年）によっている。

⁵ 代表例として構造型モデルと誘導型モデルの方法がある。構造型モデルは、債券発行体の資産や資本構成の構造を明示的に考慮し、それからクレジットリスクの評価を試みるモデルである。誘導型モデルは、デフォルトの発生確率を表現する関数を先見的に求め、それを債券価格やクレジットのスプレッドのデータに適合させることで、クレジットリスクを評価しようとするモデルである。

段階で、債券の価格や利回りにクレジットリスク・プレミアムが織り込まれることとなる。投資家はこのプレミアムをみながら投資判断を行うこととなる。仮に投資家がリスク忌避者の甲、リスク許容者の乙がいたと仮定し、それぞれがクレジットリスク・プレミアムを加味した上での合理的なファイナンス理論に基づくリスク許容量を算定し、甲はリスク・フリーの国債(低利率)に、乙はBBクラス格付けの社債に投資することを決定したとしよう。

所得税法上、前章で述べてきたとおり、公社債(利付債)の利息は利子所得として源泉分離課税(所得税15%及び地方税5%)、償還差益は雑所得(所基通35-1)として総合課税されるが、デフォルト損はなんら考慮されない。

まず甲の課税関係を考えてみよう。甲は元本回収が保証されている国債に投資した結果デフォルト損は発生しない。従って、毎年の低利率の利子所得に対する源泉課税と償還時の償還差益、即ち雑所得に対応する課税で終了することとなる。

一方、乙についてはどうであろうか。デフォルトが起これなければ、インカムゲインは高利率の利子所得に属した源泉課税、キャピタルゲインは高ディスカウントの償還差益に対応する雑所得課税がなされる。一方、当該債券がデフォルトに陥った場合、当該デフォルト損は控除されない。従って、乙はリスク・プレミアムが加味された高利率の社債利息に課税される一方、デフォルトに陥った場合、当該損失は控除されないということとなる。つまり乙はリスクテイクであり、ある意味保険会社のような立場として考えれば、受取保険料(利息に織り込まれているリスク・プレミアム相当金額)には課税されながら、実際に保険事故が発生し、支払った保険金(デフォルト損)は課税上考慮されないということと似ている。甲乙両者はファイナンス理論に基づき合理的に投資行動を決定していながら、結果的にデフォルトが発生してしまった場合、乙は課税上救済されないこととなる。従って税効果を考慮する場合、過度にリスク回避的になるおそれがあると考えられる。

この考えについては、次のような反論が予想される。まず、個人所得税制の世界においてファイナンス理論を持ち出すのが妥当といえるか、つまり個人がこのような合理的な投資行動を行うと言えるのか。また、そのファイナンス理論が果たして合理的であるかどうか課税実務上何をもって判断するのか、という点である。

続いて、仮に課税上デフォルト損を控除とした場合でも、現行税制が実現主義⁶に基づいている中で、デフォルト損の実現の時期をどのタイミングで捉えるのか、という点である。

まず第一の反論について、確かにファンドマネージャーや証券アナリストのような職業専門家でもない個人投資家がファイナンス理論に基づく投資行動を行うかどうかは疑問である。また上述のように現在クレジットリスクの評価の研究は端緒についたばかりであり、

⁶ 所得税法では、所得計算の基礎となる収入金額が、現実に収入のあった金額(現金主義)によるのではなく、「収入すべき金額」(所法36①)即ち収入すべきことが確定した金額(権利確定主義)によっており、会計学上の「現金主義」の概念に対比する意味での「発生主義」の概念に属し、さらに、収益発生の認識基準としての「実現主義」の概念に対応するものとして一般的に理解されている(注解所得税法研究会編『四訂版 注解所得税法』215頁(大蔵財務協会、2005年))。

定説的なものもない。このような状況下で多くの個人納税者に対して個別的な事情を考慮するのは課税実務上弊害があり、公平性の原則にも反するようにも考えられる。従って、何をもってデフォルトとするか客観的または外観的に捉えることができる明確な基準が必要となつてこよう。第二の反論について、確かにデフォルトの意味合いは多義的である。発行体が元利払を行えなかったからといってすぐに発行体の経営が破綻するというわけでもない。たまたま弁済期近辺で資金繰りに窮していただけであつて 1 ヶ月ほどの猶予期間があれば支払が可能となるかもしれない。従って、どの段階でもって税務上損失を認識するのが重要となってくる。

これらの問題に関しては、クレジット・デフォルト・スワップ(Credit Default Swap。以下 CDS と呼ぶ)⁷におけるクレジット・イベントが大きな示唆を与えてくれる⁸。CDS 取引では、プロテクションの買い手が売り手にフィーを支払い、別に定める参照組織にクレジット・イベントと呼ばれる信用状況悪化事由、例えば、倒産などが発生すると基本となる現物決済取引の場合、スワップは早期終了し、売り手は買い手に元本相当額を支払つて債権の引渡しを受けることになる。期中にクレジット・イベントの発生がなければ、買い手から売り手にフィーが支払われるのみで契約は終了する。従って、CDS 取引において、クレジット・イベントの認定が重要となってくる。クレジット・イベント発生認定には、何が、いつ起きたか、事実発生証左はあるか、等に関して定めがある⁹。

まず、何がクレジット・イベントに該当するかについては、ISDA¹⁰99 年契約書雛形で下記の 5 項目が採り上げられている。

- ① バンクラプシー (Bankruptcy) : 参照組織が破産、会社更生法及び民事再生法適用申請を含む法的破綻とこれに類似する状態に陥った場合
- ② 支払不履行 (Failure to Pay) : 利息または元本の不払いが支払極度額を超える時
- ③ 債務デフォルト/アクセラレーション (Obligation Default/Acceleration) : 不払い以外の理由によって債務が期限の利益を喪失する場合で、期限の利益喪失を宣言しうる状態の債務デフォルトと、実際に宣言した場合を意味するアクセラレーションのいずれかを選択。
- ④ 債務否認/モラトリアム (Repudiation/Moratorium) : 主として国等の機関債 (いわゆる

⁷ クレジット・デフォルト・スワップは、貸付債権の信用リスクを保証してもらうオプション取引を言う。従来の銀行保証をデリバティブに作り変えたもので、貸付債権にデフォルト(債務不履行)が起こった際に、その損害額を保証するもの。信用リスクを回避しようとする者をプロテクション(保護)の買い手、保証を与える者をプロテクションの売り手と呼ぶ。クレジット・デフォルト・スワップは、プロテクションの買い手が、売り手にプレミアムを支払って、ローン債権の返済の保証を得る取引である。プレミアムの支払方法にスワップ(交換)の形式が利用されるところから、一般にクレジット・デフォルト・スワップと呼ばれる。他に、デフォルト・プット(Default Put)、やデフォルト・プロテクション(Default Protection)ともいう。

⁸ 以下、島義夫＝河合祐子『クレジット・デリバティブ入門』(日本経済新聞社、2002 年) 参照

⁹ 島＝河合・前掲注 8・111 頁

¹⁰ ISDA: International Swaps and Derivatives Association, Inc. (国際スワップデリバティブ協会)の略称。

るソブリン債)に係る債務否認やモラトリアム宣言を指す。

- ⑤ リストラクチャリング (Restructuring) : 債務者の信用状況悪化に伴う債務の条件更改。

2002年8月以前は、民間会社については上記5項目全部が、ソブリンについては①以外の4項目が東京市場慣習としてのクレジット・イベントであったが、現在は、民間会社は①、②及び⑤の3項目、ソブリンは②、④及び⑤の3項目とされている¹¹。しかしこれらのイベントはあくまでも ISDA の雛形によるものであり、各国の特殊性も勘案する必要がある。例えば、わが国においては、山一証券の自主廃業や旧長銀・日債銀の国有化、銀行、保険会社などの業法上の免許取り消し等もイベントに加えられるべきか検討が必要となる。

クレジット・イベントがいつ起きたのかという点に関しては、債券やローンには支払猶予期間が付与されているケースが多いため、この期間が経過するまではクレジット・イベントには該当しないとされている。

クレジット・イベントが発生したかどうかについて外部からの確認が必要であるため、通常公共情報が要求されている。公共情報とは、新聞やメディア等国際的に認められた情報配信サービスと定義される。

以上のように、CDS 取引のクレジット・イベントの認定にあたっては、裁量の余地のないようにイベントの規定を単純化してより認識しやすいように工夫されていることが伺える。従って、所得税法においても、デフォルト発生 of 認定にあたって CDS 取引のクレジット・イベント同様、資産滅失損の対象損失及びその認識時期の定義づけを行ってより客観性を高めるように制度設計を行えば、資産滅失損の損失控除の上記の弊害も解決できるのではないかと考えられる。

第2節 租税理論的視点からみた弊害

金融資産の滅失損は譲渡損失同様、経済的性格としては投下資本の毀損・滅失を表す。

現行の税制の規範的理念である、包括的所得概念(純資産増加説)における見地からこの問題を考察することとする。まず、19世紀後半にドイツで提唱された包括的所得概念¹²によれば、「ある期間の間に原資を減少することなく処分しうるものとして、何がある人に流入するかを知らしめる概念を必要とする。それが所得の概念である。」として、所得とは「一定期間の資産の純増」と定義される。この定義の下においては、所得の概念は真に包括的であって、「すべての純収益、資産の使用の経済価値、金銭価値、金銭のある第三者の給付、すべての贈与・相続・遺贈、富くじあたり、保険金、あらゆる種類の投機利益が所得に属する。他方、全ての負債の利子と資産の損失が控除される。」¹³

¹¹ 島＝河合・前掲注8・113頁

¹² シャンツ (G.V.Schanz) が唱えた。

¹³ 金子宏『所得課税の基礎理論上巻－所得概念の研究』24頁(有斐閣、1995年)

一方、ドイツの包括的所得概念は 1920 年代のアメリカへ承継¹⁴され、所得は、欲求を満足させる能力の増加と捉えられ、「2つの時点の間における人の経済的能力の純増の金銭的価値」と定義された。その後さらに所得は、源泉面からではなく、支出面から捉えられ、(1)消費によって行使された権利の市場価値と、(2)期首と期末の間における財産権の蓄積の価値の変化の合計として定義された¹⁵。今日、包括的所得概念として受け容れられている所得＝消費＋資産純増(貯蓄)という定義が定式化されたのであった。

包括的所得概念の特徴としては、

- (1) 制限的所得概念では、キャピタルゲインのような一時的・偶発的な所得が課税対象から除かれていたが、包括的所得概念では、これら一時的・偶発的な所得も人の担税力¹⁶を増加させる限り、所得に含まれる。
- (2) 包括的所得概念では、所得には、未実現のキャピタルゲインや帰属所得(imputed income)も含まれる。

という点が挙げられる。

従って、損失もこの立場から考えると、「原資の減少」であり、包括的所得概念の定義に従えば、経済価値の減少であるから、所得計算上マイナスの要素として控除されるはずである¹⁷。シャウプ勧告においても、キャピタルゲインの全額課税とキャピタルロス¹⁸の全額控除の必要性が強調されていた所以である。

しかし、現実の制度においては損失の範囲は上記のように広く構成されてはおらず、租税回避の問題、家事費との混同の問題等により、むしろ控除しうる損失を列挙し、あるいは控除できない損失を列挙しているのが現実の姿である。確かに、包括的所得概念では、(2)のように帰属所得や未実現利益を所得概念に含めていながら執行上の困難等の問題から現実的にこれを制度として採用している国はほとんどないことから、実際の所得税制は包括的所得概念を理念としていながらも歪みを内包しているのが実態である。

従って、所得が全てその課税対象に含まれていない現実から鑑みるに、損失も個々の所得との対応を見ながら判断せざるを得ない。

では、この観点から、金融資産滅失損は理論的に控除すべきものであろうか。まず、金融資産滅失損の対象となる資産、即ち、預金、保険、社債、株式、ゴルフ会員権などの資

¹⁴ アメリカでは、ヘイグ(R.Haig)が唱え、サイモンズ(H.C.Simons)がヘイグの理論を発展させた。

¹⁵ 金子・前掲注 13・25 頁

¹⁶ 担税力とは何かについて論じたものとして、谷口勢津夫「税制における担税力の意義」税研 2005 年 1 月号、33 頁以下 が詳しい。

¹⁷ 金子宏「序説・所得税における損失の取扱い」金子宏他『日税研論集 47 巻 所得税における損失の研究』3 頁(日本税務研究センター、2001 年)

¹⁸ シャウプ勧告では、「譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除するのでなければ、近代的累進所得税を有効なものとすることはできない。現行法の規定では、譲渡所得の五十%しか課税所得に算入されていない。これは愚劣にも、思惑的投資に特惠を与えるものであって、正常な利子、配当または法人組織化されていない営業の正常な利潤という形で果実を生ずるような投資を犠牲としているものである。」と述べている。(シャウプ使節団『日本税制報告書』巻 1、91 頁以下(General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers、1949 年))

産はインカムゲインもしくはキャピタルゲインを構成する資産であることは異論がない。従って金融資産の果実は現実の制度においても純資産の増加として課税されている¹⁹ことのシンメトリーとして、その損失も純資産の減少として考慮されるべきであろう。但し預金のようにそもそもキャピタルゲインが発生しないものに対してもペイオフ損を認めるべきかという点が議論になろうが、私見としては第1節で述べたとおり、クレジット・リスクがインカムゲインに織り込まれている前提であれば、ペイオフ損もインカムゲインを含めて対応関係を見るべきものと考えらる。

もし控除が認められないとなると、資産滅失損が生じうる商品・銘柄に対するリスクテイキングに対して歪みをもたらすという弊害が想定されよう。また、これに伴い租税回避行為が生ずる可能性も否定できない。

法人税の税務訴訟のケースであるが、不良債権の無税償却が法解釈上困難であるため、債権を株式に転換（Debt Equity Swap）し、その株式を売却することで株式売却損による税圧縮を図るという裁判例（東京地裁平成12年11月30日判決、税務事例2001年9月号・34頁）がある。本件は法人税法132条の同族会社等の行為又は計算の否認規定が適用され、「通常の経済人を基準とすれば合理性はなく、不自然、不合理な経済行為である」と判示してそのような譲渡損の計上を否定した。金融資産間で、ある資産の損失計上が容易であるのに、他の資産の損失計上が困難という相違点が多くなればなるほど、このような租税回避行為が増加する可能性があるだろう。

¹⁹ 尤も、第2章で述べた通り、社債の譲渡益は非課税であるため、譲渡損もないものとみなされている。

第4章 投資活動の性格

前章までで所得税法上の金融資産減失損に関する取扱いと現行法における解釈及び控除のない場合の弊害について考察してきた結果、所得税法では、投資活動には「消費」活動の要素が強いとしてその損失の控除が限定されてきている現実を述べてきた。

本章では、果たして投資活動を「消費」活動とみるべきなのかという論点について考察を試みる。この点に関しては、まず、所得税法における「必要経費」と「家事費」の性格をみたうえで、包括的所得概念における「消費」及び「貯蓄」の概念を再考し、投資活動による損失の性格を考察してゆくこととする。

第1節 政府税調金融小委員会報告における資産減失損

2004年の政府税調金融小委員会報告¹の中では、資産減失損に関し、次のように述べられている。

「個人の保有している株式について、株式を発行した会社が倒産して株式が無価値化した場合の損失は、現行制度においては所得の処分に当たるという考え方から税制上の損失として取り扱っていない。また、預金のペイオフによって生じた損失も税制上同じ取扱いとなる。

株式については、証券取引所では上場廃止前の一定の売買可能期間において譲渡することにより譲渡損失を実現させ、譲渡益から控除することが可能である。しかし、一般の個人投資家は株式市場の情報を常に網羅的に把握しているとは限らない。『貯蓄から投資へ』の政策的要請の下、こうした投資家の利便性に配慮し、譲渡の場合とのバランスを踏まえ、株式譲渡損失と同様の取扱いとすることが考えられる。

このように株式の無価値化損失に対し政策的に措置する場合、株式の譲渡という取引が存在しないため、株主や取得価額の真正性を税務当局がチェックできるよう、適正な執行のための担保が必要である。

預金のペイオフ損失については、ペイオフに際しては元本1千万円までの預金とその利息については預金保険により全額保護される。また、無制限に保護される決済性預金も存在する。このような預金保険法上の保護に加えて、ペイオフ損失を税制上措置することは、『貯蓄から投資へ』の要請からは説明できない。ペイオフ損失については、現行の取扱いを維持することが適当である。」（下線部筆者強調）

この報告でも明らかなように、現行所得税法では、資産減失損は一義的には「所得の処分」と捉えられており、さらに「貯蓄から投資へ」という政策要請から、株式の無価値化損については前向きに検討する意向が示された²が、預金のペイオフ損については、依然否

¹ 2004年6月15日の政府税調金融小委員会報告「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」

² 実際に、平成17年度改正で、特定口座内の上場株式等の無価値化損失の特例制度（措置法37の10の2）が創設された（第2章参照）。

定的である。

第2節 所得税法における投資活動

では、果たして投資活動の失敗としての資産減失損は「所得の処分」であろうか。これを考えるにあたってまず、投資活動の意味を考えておく必要がある。

所得税法では、個人の消費的・趣味的活動については、そこから得られる効用が金銭で図りえない(帰属所得)ため、所得として捉えない代わりに、支出も控除しないという建前を採っている³。投資活動について、果たして消費的・趣味的活動とみるのか、生産活動(所得獲得活動)とみるかで、所得計算上支出の控除に差が出てくる。

投資活動の内容は様々である。株式・公社債のような伝統的な金融商品を購入する行為から、デリバティブや商品ファンドの購入や投資マンションの購入、果ては宝くじや競馬などのギャンブルに至るまで広義の投資活動と捉えるのか、範囲は広い。資本を投下して何らかの金銭的なリターンを求める行為⁴を「投資」と定義づけるならば、様々なものが含まれてしまう。

確かに投資活動は、課税済み所得の財産的保全活動とみるならば、所得の処分行為であって、その損失が所得計算に反映されることはない、と言えそうである。

しかし、包括的所得概念の立場からは、金融商品への合理的な投資の果実(資産の純増)も所得獲得活動であり、消費活動ではないとも考えることができる。企業であれば、最適な資産ポートフォリオを構築し、ポートフォリオ内部でリスク・リターンの最適化を図るというのが合理的な投資活動であるとされている。このことは個人にとっても同じであり、家計ポートフォリオの中で、リスク分散を図り、リターンを追求することはあるべき姿であり、このような投資行動は所得獲得活動であり、包括的所得概念の所得の定式(所得=消費+貯蓄(資産の純増))の「消費」ではなく、「貯蓄(資産の純増)」行為そのものであると言えよう。従って、佐藤英明教授が述べられるように、そのような投資活動の結果被った損失については、「投資からのプラスの収益が得られたときに課税所得として扱われることのバランスを考えても、そのような損失の全体が、常に課税所得とは無関係なものとして扱われるということは必ずしも、合理的とは言えない」⁵であろう。

しかし、どこまでが合理的な投資といえるのか現実には線引きが非常に難しい。株式投資を例に取れば、一般的には株式投資はその投資対象会社の「将来を買う」という表現をされる。これは投資対象会社に投資し、長い目で成長を待つて、最終的にはキャピタルゲインを得る、ということの意味でしょう。その場合はキャピタルゲインという所得が獲得されることとなるため、消費概念とは相容れないことになろう。しかし、株式投資を行う目

³ 注解所得税法研究会編『四訂版 注解所得税法』204頁(大蔵財務協会、2005年)

⁴ ファイナンス理論上、投資(キャッシュアウト)とリターン(キャッシュイン)の関係をみているだけであり、元本と利子に区分するのは、法と会計の要請に基づくものである。

⁵ 佐藤英明「金融所得一体化課税の実現に向けて」税務弘報2004年9月号、10頁

的は様々である。近年のように配当もキャピタルゲインもあまり期待できない経済環境下では、株主優待券という現物を取得することを目的として投資を行うこともある。この場合得られた優待券を投資家自ら使用すれば、「消費」的な行為が入ってくるようにも考えられる。また、最近の社会的責任投資（Socially Responsible Investment）のブームもあり、例えば環境問題対策に優れている企業に投資するという行為をどう捉えるべきであろうか。リターンが低くても環境先進企業に投資することを通じて投資家自らも、間接的に社会貢献を行うという効用を得ることが考えられる。この場合は、一種の趣味的活動、即ち、「消費」的な側面も否定できない。つまり、包括的所得概念の視点からは、本来合理的な投資活動であったなら得られたであろうリターンと、当該投資のリターンの差額が「帰属所得」としてカウントされる反面、その分が趣味的活動として「消費」されたということに考えられる。このような株式・社債の滅失損をどのように考えるべきであろうか。いわば、当該株式・社債には、所得獲得活動的要素と消費活動的要素が混在しており、当然その滅失損にも双方の要素が入り混じっている。理論上は、当該滅失損のうち、消費活動的要素を除外した部分のみ所得から控除されるべきであろうが、現実には区分が困難である⁶。

従って、株式・社債投資行為一つ例にとってみても、所得獲得行為と消費行為の両面が存在するとも考えられ、厳密に両者を区分することは困難であることがわかる。株式・社債投資より「消費」色の強い保険やゴルフ会員権投資においては、なおさら、上記のような問題が鮮明に生じるであろう。

第3節 所得税法における「必要経費」と「家事費」

植松守雄弁護士は、約30年前に所得税法上の「必要経費」と「家事費」の問題について深い考察を行っておられる⁷。植松弁護士の考察の中で、次の論点が投資活動の性格を考える上で示唆が与えられる。

1. 家計支出は全て「消費」とは限らないという点

植松弁護士によれば、包括的所得概念においても、家計部門における支出が全て「消費」であるとは限らないとし、家計支出は、家事費的な「消費」支出と、「任意的要素がないかまたはきわめて希薄な負担—一種の損失—（強いられた負担）」⁸とに構成されると述べておられる。「通常『消費』とは、人間が生活し、もろもろの欲望を満たすための財貨・サービスの費消を意味し、また、そのような人間の生活に価値をもたらすものが、『消費』として所得の一部を構成するものと考えられる。そうだとすれば、家計部門の支出・損失のす

⁶ 尤も、現実の税制では「帰属所得」には課税されていないことから、上記のような消費も行われていないともみなすこともでき、当該株式・社債は100%所得獲得行為として、資産滅失損の全額控除も可能とも言えそうである。

⁷ 植松守雄「所得税法における『必要経費』と『家事費』」一橋論叢第80巻第5号（1978年）、583頁以下

⁸ 植松・前掲注7・591頁

べてが『消費』ではなく、反面純資産増加説的所得概念の下では、『消費』以外の家計上の負担も、所得税法上の控除項目となることを意味している」としている。

植松弁護士の述べられる「消費」には該当しない「強いられた負担」とは、具体的には、災害、盗難等による損失や医療費などいわゆる所得控除に該当する費目を指している。しかし、「消費」と「強いられた負担」とは、観念的には区分できても、その間には明確な線は引きにくいとして、わが国の所得税法上は個人の責任に帰し難いやむをえないものに限って控除を認めるという限定的な立場をとっている。一方、アメリカでは、控除範囲がわが国よりも広く、雑損には身代金目的の誘拐等まで含み、また貸倒損失のほかにも有価証券の無価値化による損失⁹も控除の対象に含まれている¹⁰。

しかし、植松弁護士は「家事費」のうち「強いられた負担」をどのような範囲のものとして捉えるかについては、「これを拡大することはタックス・イロージョンを益々拡大する要因となること、所得税の本質がネット・インカム課税であることから、収入金額と関連する『必要経費』は合理的な範囲のものが認められなければならないが、収入との結びつきのない『家事費』の控除の方は税制の簡素化、税務執行上の問題なども総合的に考慮したうえでその範囲を検討すべき問題」¹¹と結論付けておられる。

2. 家計支出には「必要経費」と「家事費」が混在する費目があるという点

次の論点として、家計支出の中には、同一の支出が必要経費という性質を持つと同時に個人的消費という性格をもつ支出があるものがあるとの指摘がある。植松弁護士は具体例として、ギャンブルの費用やアメリカで問題になったホビー・ファームの例を挙げておられる¹²。「ギャンブルに投じた費用は、それで利得があった限りにおいてその『必要経費』としての性質をもつが、もし勝負に負けて赤字を出してもそれは一種の『楽しみ賃』とも見られる。一時所得の損失の損益通算は認めないのは、とりもなおさず、その投下費用はその収入の限度でしか差し引かないことを意味し、それはその費用が本来家事費的性格を持つと考えられたからに他ならない」と述べておられる¹³。このような一時所得の計算上控除される費用を「必要経費」とは呼ばず、収入を得るものに直接要したもの等に限定している(所法 34)所以である。

第4節 租税理論的アプローチ

ここで、この問題を考えるに当たって、法的な考え方とは少し離れ、租税理論的アプローチでみてゆくこととする。前節までは、収入から控除されるべき必要経費とは何かという所得源泉からのアプローチを試みてきたが、本節においては、獲得された所得がどのよ

⁹ 詳細については、本稿第5章参照

¹⁰ 植松・前掲注7・605頁

¹¹ 植松・前掲注7・606頁

¹² 植松・前掲注7・600頁

¹³ 植松・前掲注7・603頁

うに処分されるかというアプローチでみてゆくこととなる¹⁴。

改めて包括的所得概念の所得の定式を振り返ると、

- 所得 = 消費 + 資産純増 (貯蓄)

であった。これは、所得の処分形態を表したものであり、一方、所得の源泉からみれば

- 所得 = 人的所得 (収入・必要経費) + 資本所得 (インカムゲイン + キャピタルゲイン + 未実現利益) + 帰属所得

となる。これを個人の損益計算書として示したものが、下図である。

個人の損益計算書(概念図)

①貯蓄	A.人的所得
②消費	B.資本所得(インカムゲイン・キャピタルゲイン)
	C.資本所得(未実現利益)
③所得税	D.帰属所得

実際の税制では、C.資本所得 (未実現利益) 及び D.帰属所得には課税されないため、A 及び B の所得に対して課税され、③所得税を控除された残額が、①貯蓄又は②消費に充当されることとなる。従って、所得税は、消費税とは異なり、所得によって金銭を取得した段階で課税されることがわかる。従って、「貯蓄」とは、将来の「消費」に備えるためのものであり、一種の消費可能性のあるものと言うことができる。つまり、「貯蓄」が獲得段階で課税されるのは、将来に「消費」されることが前提とされているためであり、もし未来永劫「消費」されないこととなった場合、この前提が崩れることとなる。

この点に関して中里実教授は金銭に対して課税する意味について考察されており¹⁵、金銭をソフトローにより与えられる一種のオプション¹⁶であると考えれば、金銭とは、「消費可

¹⁴ ここでは、他者への移転が行われないと仮定する。

¹⁵ 中里実「法・言語・貨幣—ソフト・ローの観点からの研究ノート—」金融研究 2004 年 8 月号 (日本銀行金融研究所) に詳しい。

¹⁶ 中里教授は、金銭をソフトローにより与えられるオプションであると考えた場合、消費税と所得税の本質的差異が下記の通り明確になると述べておられる。

「消費税は、財・サービスの消費に際して課される租税であるから、いわば実物取引に着目して課される租税であると言うことができよう。金銭をオプションと考えた場合には、金銭の価値に関するオプションが行使されて実物の財・サービスが入手された段階で課税されるのが消費税であるということになる。

これに対して、所得税は、(財・サービスを消費する以前の) 金銭を取得した段階で、金銭そのものを価値と考えて課税する(消費可能性に着目する)ものである。金銭をオプションと考えた場合には、オプションが付与された段階で課税されるのが所得税であるということになる。そのことにより生ずる時間的ずれから、貯蓄に課税するという効果が生ずることとなる。所得税における貯蓄の二重課税は、実は、基本的に金銭を所得とみて課税することから生ずる結果なのである。(下線部筆者強調)」(中里実『タックスシエルトー』77 頁 (有斐閣、2002 年))

能性」にすぎないものと捉えることができると主張されている¹⁷。中里教授によれば、ソフトローにより与えられる一種のオプションとは、「第一に、金銭とは、将来の任意の時期に、任意の人との間で、任意の実物資産と交換することができる何らかの広い意味のオプション権を表象している。そして、第二に、この金銭のオプションの経済的価値は、たとえ金銭に対して、通貨としての強制適用力が法律によって与えられているわけではなく、人々の間の暗黙の合意（ソフトロー）によって与えられていると考えることができる。」¹⁸と説明されている。つまり、金銭と実物資産との交換価値は、法が強制しているから価値があるのではなく、人々が暗黙の合意でそう信じているから価値を有し続けるという考え方に立つと、「金銭とは、単なる理念的な消費可能性にすぎない」ということが明確になる。

従って、金銭を受領してもそれだけではすぐには所得とはならず、その段階で課税するのは時期尚早とも言える。この考え方を敷衍したものが「消費型所得概念」¹⁹であり、「消費型所得概念」においては、貯蓄の二重課税が否定される。

しかし中里教授は、包括的所得概念下の所得においては、「(金銭の受領を含めた) 単なる(将来における消費) 可能性に対して課税することが所得税の本質であると考え、仮にも所得課税である以上、実物資産の貯蓄は、消費可能性の増加にしかすぎないにせよ課税されるべきということになろう(なお、年度を超えて存続する実物資産の当期消費部分は、当然に帰属所得となる)」²⁰と述べ、この考え方に立脚すると、「現在の所得税は、二重の意味で、消費の「可能性」に対する課税を行っていることになる。すなわち、第一に、金銭というオプションの取得は、将来における実物資産取得の「可能性」の取得に過ぎない。さらに第二に、将来において実物資産を取得したとしても、実物資産の取得は、それを同時に消費しない限りにおいて、その取得段階では、将来の消費可能性の増加(すなわち貯蓄)に止まる。こうしてみると、金銭の取得は「消費『可能性』の取得の『可能性』の取得なのである。」²¹

以上の中里教授の考え方をもとに、本稿で述べる投資活動を考察すると、まず大きく投資活動には、金融取引と実物取引に区分することができる。前者は、銀行預金、債券投資、株式投資等いわゆる金融商品の購入・売却等を通じてキャッシュフローを得る活動を指す。一方、後者は不動産投資(居住用も含む)、ゴルフ会員権投資などが挙げられる。

先の考え方に立てば、前者は「貯蓄」を構成し、将来の何らかの消費目的のために蓄財

17 中里実「デリバティブ取引と所得課税—研究ノート」27頁以下『日税研論集 55 巻 金融資産収益と所得課税』(日本税務研究センター、2004年)

18 中里・前掲注 17・40頁

19 消費型所得概念とは、各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と観念し、蓄積(貯蓄)に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方である。この考え方は、かつて、フィッシャーやカルドアによって提唱されたが、1970年代半ばからアンドリュース等が提唱し、再び有力になり、多くの経済学者の支持を集めているが、執行が困難等の理由により、どの国でも、実際の税制で採用されていない。(金子 宏『租税法』183頁(弘文堂、第10版、2005年))

20 中里・前掲注 17・44頁

21 中里・前掲注 17・44頁

するものであり、取得段階では「消費」とは言えず、「消費の可能性」に過ぎない。

一方、後者は「消費」とみるのか、「貯蓄」とみるのか少々複雑である。住宅を例にとれば、住宅の取得は、帰属所得を生む実物資産の取得であり、本来は、帰属所得に対応する減価償却分等がその期の「消費」ということとなるが、現行税制で「帰属所得」に課税が行われていない観点から、「帰属所得」も観念されないし、それに対応する「消費」も観念されない。即ち、住宅は取得段階でもって「消費」されると位置づけられることとなろう。しかし、近年のように地価に回復の兆しが見え²²、土地部分については値上がり益が見込まれるようになると、「貯蓄」的な要素も帯びるようになる。

また、保険の場合も、やや複雑である。一時払養老保険のような貯蓄型商品は「貯蓄」としての位置づけになろうが、死亡保障や入院保障を目的とする保障型保険の場合は、どちらかと言えば「必要経費」または「消費」として位置づけられよう。保険期間中に死亡事故が発生し保険金が支払われた場合は、今まで拠出してきた保険料は、その保険金との直接的対応関係があるということで一種の「必要経費」的な性格を有するが、死亡事故等がなく、いわば「掛け捨て」になった保険料は、収入がないがゆえに、一種の「安心料」として「消費」的な性格を帯びることとなるためである。

一方、ゴルフ会員権は本来プレーをすることを目的に取得することを鑑みれば、取得段階で「消費」があったと観念できよう。しかし、プレーできる権利がゴルフクラブの経営破綻によって失われたということは、満足に効用を満たしきれていない状態、すなわち「消費」途上で何らかの損失を被ったということになろう。この点は、例えば耐久消費財を購入したものの何らかの事情で壊れて使用不能の状態に陥ったことと似ている。これについては、「消費」の後の事象なので所得税は面倒みないということになるかもしれないが、植松弁護士の「強いられた負担」として特別な措置も検討されよう。

以上を総括すると、本稿で述べる投資活動は「貯蓄（消費の可能性）」として位置づけられるもの（金融商品投資）、「消費」として位置づけられるもの（ゴルフ会員権投資等）、「貯蓄（消費の可能性）」と「消費」の両要素の混在するもの（保険・住宅等）に分類することができる。

第5節 小括 ―金融資産減失損の性格―

以上の観点から金融資産減失損の性格と損失控除のあり方についてみてゆきたい。

1. 「貯蓄（消費の可能性）」として位置づけられるもの

預金のペイオフや社債のデフォルト損失は、将来の消費のために蓄えていた財産の喪失であり、「将来の消費の可能性」が失われたこととなるため、所得課税上、何らかの考慮が

²² 国土交通省が2005年9月20日に発表した2005年の都道府県地価調査(基準地価、7月1日時点)によれば、全国平均で住宅地が前年比3.8%下落と14年連続の下落だったが、下げ幅は2年連続で縮小している。東京圏の住宅地の地価は全体で2.4%の下落したが、東京都区部は0.5%上昇となった。また、上昇地点が昨年の29から212地点へと7倍以上に急増。横ばいも62から229地点に増えた。(日本経済新聞2005年9月21日朝刊第2部「地価特集」)

必要となる。過去に「将来の消費の可能性」があるということで課税されている訳であるから、消費が行われえないことが確実となった以上は、理論上は課税の取り消しを行うべきであろう。理論的には、その損失が生じた段階で当該損失額全額を課税対象から控除することが望ましいことになろう。

先に見たように、環境問題対策に優れている企業への投資が「消費」的な意味合いもあると述べたが、この考え方によれば、当該株式・社債への投資活動それ自体は明らかに蓄財行為であり、中里教授の述べられる「将来の消費可能性の増加」に過ぎないことがわかる。従って、そのような投資も「貯蓄」に分類されるものと考えられる。

2. 「消費」として位置づけられるもの

ゴルフ会員権投資の損失等は、本来は「消費」であるが、植松弁護士の述べる「任意的要素がないかまたはきわめて希薄な負担—一種の損失—（「強いられた負担」）」については、何らかの課税上の措置をとるべきとも考えられる。この場合、過去に「消費」として課税された金額を限度に課税所得から控除することが一つの解決策として考えられる。

3. 「貯蓄（消費の可能性）」と「消費」の両要素の混在するもの

保険金の削減損や住宅火災等の滅失損などのように、両要素の混在するものについては、理論上は1の性格と2の性格を有することとなる。

従って、両者に区分できるものは上記1及び2に準じた損失控除のあり方が適用されるのが合理的である。保険商品を例にとれば、一時払養老保険や投資型年金保険など投資的要素の強い保険商品については、その「貯蓄（消費の可能性）」的な性格から保険会社破綻等に伴う保険金削減損は、有価証券等と同様「将来の消費の可能性」の喪失と考えられよう。一方、通常の保険商品に関しては、「掛け捨て」的な意味合いから「消費」として扱うべきであろう。

しかし、両者に区分できないものについては、租税実務の執行上少々保守的に考え、2と同様、「強いられた負担」のみについて何らかの課税上の措置をとるべきと考えるのが自然であろう。

従って、以上の考察から鑑みるに、所得税が課された後の所得の使途は、基本的にすべて「消費」であり、そこでの「損失」は課税所得の減算要因としては考慮されないとする現行所得税法の考え方は、金融資産滅失損については当てはまらず、少なくとも「消費の可能性(貯蓄)」に該当する金融資産の滅失損は何らかの形で控除を認めるべきである。

さらに、一旦「消費」として課税されたものでも「強いられた負担」として政策上考慮すべきものについては、「所得控除」等の措置を講ずるべきものと考えられる²³。

²³ 中里教授は、「包括的所得概念を前提として理論的に所得控除について検討する際には、ある支出が費用、移転、所得のいずれに該当するかを分析した上で、その控除の許容性について考える必要がある」

と述べた上で、「費用は控除すべきであり、移転は支出時に控除すべきであり、消費は控除すべきではない」ということになる。また損失については純資産減少をもたらす要因として、基本的に控除する必要がある」とし、現在の雑損控除の適用範囲が狭い点を指摘されている。(中里実「所得控除制度の経済学的意義」金子宏他『日税研論集 52 巻 所得控除の研究』91 頁以下(日本税務研究センター、2003 年))

また、森信茂樹教授は、「時代とともに、個人は稼得して消費する主体としてだけでなく、たとえば老後の生活に備えて、『所得を得るために』幅広く投資をする主体ともなっている。このような時代の下では、個人の投資所得を広く課税するとともに、それに伴う経費やリスクを広く捉え控除してゆく必要がある。それは、個人と国家とがリスクをシェアするという考え方でもある。『家事費』や『生活に通常必要でない資産』という概念は、今日のような投資活動の必要性・重要性をどこまで考慮したものなのか、検証してゆく必要があろう」と述べ、金融資産の滅失損を『損失』として認められ控除されることが望ましい」と述べておられる。(森信茂樹「二元的所得税と金融税制一元化―残された課題―」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』246 頁以下(日本証券経済研究所、2004 年))。

さらに、佐藤英明教授はペイオフ損について「ペイオフ制度自体に預金者保護の制度が組み込まれているとは言え、ペイオフによって蒙る損失が納税者にとって自分の意思によらない財産的損害に当たることは間違いないのであるから、税制上も、金融所得の一体化という枠組みとは別に、所得控除等によってこれに対応する可能性が残されていると考えるべきであろう」と主張されている。(佐藤・前掲注 5・9 頁)。

第5章 アメリカにおける金融資産減失損の控除制度

本章では、アメリカにおける主な資産減失損の税制上の取扱いについて概観する。アメリカでは、古くから有価証券の無価値化損失や預金のペイオフ損失の控除制度が存在している。これはアメリカの歴史的経緯・国民性等によるものなのかもしれないが、わが国において金融資産減失損の控除を考えるにあたっても参考になるところがあるだろう。

植松弁護士によれば、アメリカ税法がこれらの損失を認めているのは、それらの損失を「消費」ではなく「強いられた負担」とみていることを示すもの¹と述べておられ、わが国税法との考え方の相違が顕著であることが伺える。

第1節 無価値となった有価証券の損失

アメリカでは、キャピタル資産(capital asset)である有価証券が無価値化(worthlessness)した場合には、その有価証券が無価値となった課税年度の末日に売却または交換取引により損失が生じたものとみなされる(内国歳入庁法典§165 (g)項)。当該損失は通常損失ではなく、キャピタルロスとして取り扱われる。

1. 有価証券の範囲

①株式 ②新株引受権等 ③社債等² がこの対象となる。

但し、キャピタル資産となることが前提であるため、内国歳入庁法典§1221の規定によれば、①棚卸資産 ②事業用の固定資産 ③著作権等のうち、その権利を創作した者により所有されているもの ④通常の営業過程で取得された売掛金・受取手形等 以外の財産と定義される。従って、事業関連性のある資産はキャピタル資産には含まれない。通常個人の投資目的で取得する有価証券はキャピタル資産に含まれると解されている³。

2. 無価値化とは

無価値化(worthlessness)の定義については法典では記載がないものの、グラント＝ギルバート⁴によれば、貨幣的価値の喪失 (lacking monetary value) と解されていると述べている。具体的には、①有価証券の清算価値がなく、かつ、②将来性の欠如、の 2 要素が必要とされると述べ、具体例として、下記の事象を掲げている⁵。

- 会社の清算もしくは再生、またはこれらの法的措置の決定
- 重要な財産の処分または換価
- 破産または支払不能
- 将来の営業見込みの喪失による営業上の損失

¹ 植松守雄「所得税法における『必要経費』と『家事費』」一橋論叢第 80 巻第 5 号 (1978 年)、605 頁

² 条文上は、bond, debenture, note, certificate 等となっている。

³ 伊藤公哉『アメリカ連邦税法』122 頁 (中央経済社、第 2 版、2002 年)

⁴ GRANT W.N. & GILBERT D.B.[1990] “*Bankruptcy and Insolvency Taxation*”, JOHN WILEY & SONS, INC. 60

⁵ Supra note 4 at 61-62

- 継続的な金融支援の打ち切り等

またこれらの事象は客観的である必要があるとされている。これらの証明責任は納税者側にある。

特に②の「将来性の欠如」という要素は、前章で述べてきた「消費の可能性」の喪失という概念と相通ずるものがある。

3. 控除の要件

グラント＝ギルバートによれば、無価値化損失が控除されるにあたっては、下記の 3 要件を満たす必要があると述べている⁶。

- ① 控除対象額が証明され得るものであること
- ② 控除対象額が保険でカバーされたものでないこと
- ③ 対象損失額が完結した取引(closed transaction)によって生じたものであること

特に第 3 の要件については、「何かを放棄すること、契約上の要件を完了すること、または財産権の放棄をすること。要するに、完結された事象であること」と説明されている。

4. 控除の方法

無価値化損失はキャピタルロスとして扱われるが、アメリカの税法では、個人のキャピタルゲイン・ロスをまず納税者のキャピタル資産の保有期間に応じて長期キャピタルゲイン・ロスまたは短期キャピタルゲイン・ロスに分類される（内国歳入庁法典§1222）。保有期間が 12 ヶ月超の場合、長期キャピタルゲイン・ロスとなり、12 ヶ月以下の場合、短期キャピタルゲイン・ロスとなる。

キャピタルゲイン・ロスの通算方法については、第一段階としては、長期キャピタルゲイン・ロス、短期キャピタルゲイン・ロスの各々で相殺し、純長期キャピタルゲイン・ロス、純短期キャピタルゲイン・ロスを算出する。

第二段階として、純短期キャピタルゲインと純長期キャピタルロスがある場合、または純長期キャピタルゲインと純短期キャピタルロスがある場合各々で相殺し、純キャピタルゲイン・ロスを算出する。長期キャピタルゲインが残った場合には、個人については優遇税率の適用がある。キャピタルロスが残った場合には、年間 3,000 ドルまで（夫婦個別申告の場合には、1,500 ドルまで）通常所得と損益通算が認められる⁷（内国歳入庁法典§1221(b)）。

控除できなかったキャピタルロスは、短期・長期と区別して無期限に繰り越されることとなる。

以上を整理すると、有価証券の無価値化損失はキャピタルロスとみなされ、長短キャピ

⁶ Supra note 4 at 53

⁷ 短期キャピタルロスと長期キャピタルロスの両方が残った場合には、短期キャピタルロスを優先して通常所得から相殺しなければならない。

タルゲイン・ロスとの間で相殺が行われた後キャピタルロスが残った場合には、年間 3,000 ドルまで通常所得と損益通算が認められ、控除できなかったキャピタルロスは無期限に繰り越されるという点で、わが国よりは寛大なロス控除が行われている。

第2節 小規模事業法人株式の無価値化損失

また、内国歳入庁法典§1244 において、一定の小規模事業法人（small business corporation）⁸の株式（section 1244 stock）の売却、交換または無価値化損失の控除を認めている。これは、中小企業に対する投資促進を目的として設けられた規定であり⁹、アメリカ版エンジェル税制とも言えよう。

1. 要件

- ① 当該株式の発行時点において発行法人が小規模事業法人であること
- ② 当該株式の発行が原則として財産出資により行われること
- ③ 損失発生前の 5 課税年度にわたり発行法人の総収入の 50%超がロイヤリティー、賃貸料、配当、利子、年金、株式等有価証券の売却または交換からの源泉ではないこと

2. 控除の方法

100,000 ドル（夫婦個別申告の場合には、50,000 ドル）を限度に通常損失として取り扱われる。超過部分は、キャピタルロスとして取り扱われる。

第3節 預金のペイオフ損失

歴史的にみても、アメリカは預金保険制度発祥の地であるばかりでなく、数多くの銀行破綻を経験しており、世界の預金保険制度のなかで、圧倒的に大きな規模と発展度を誇り、世界のモデルとしての役割を果たしている¹⁰。保護上限も 1 預金者あたり 10 万ドルであるが、個人の様々な預金口座¹¹が、通常の個人口座とは別にそれぞれ 10 万ドルまで保護されることとなっており事実上青天井となっている¹²。

このような預金保険制度の保護のほか、下記のとおり税制上もペイオフ損失の控除制度も存在しているなどわが国も参考にすべき点が多い。

1. 破綻した金融機関に預けた非事業関連預金から生じた損失の取扱い

⁸ 小規模事業法人とは、原則として株主による払込資本が 1,000,000 ドルを超えない法人をいう。

⁹ 伊藤・前掲注 3・165 頁

¹⁰ 本間勝『世界の預金保険と銀行破綻処理』57 頁（東洋経済新報社、2002 年）

¹¹ 具体的には、単独個人口座のほかに、共同口座、遺言口座、信託口座、退職目的の基金で運用されている預金等があり、一定の条件を満たす限りそれぞれで 10 万ドルまで保護される。

¹² 本間・前掲注 9・81 頁

納税者が破綻した金融機関に預け入れた、非事業関連預金から生じた損失は、損失額の見積が合理的に可能となった時点で、災害損失として控除することができる（内国歳入庁法典§165 (1)）。これは一種の預金債権の評価損の計上とも考えられる。

(3) 対象金融機関

銀行、信用組合、一定の金融機関

(4) 対象損失

対象金融機関の破産 (bankruptcy) または支払不能 (insolvency)

(5) 控除方法

損失額の見積が合理的に可能となった時点で、災害及び盗難損失と同様、100 ドルと調整総所得の 10%の控除制限の適用を受ける。また、預金保険によりカバーされていない場合には、20,000 ドル（夫婦個別申告の場合には、10,000 ドル）を上限として雑控除で控除することも選択できる。この場合、調整総所得の 2%の控除制限の適用を受ける¹³。

納税者が上記の方法による控除を行わなかった場合には、預金債権が無価値化した時点または預金の一部を回収した時点において、非事業関連の貸倒損失として取り扱われ、短期キャピタルロスとされる。

¹³ 但し、対象金融機関の発行済み株式の 1%以上を保有する株主、対象金融機関の役員、これらの親戚等関係者については、災害及び盗難損失または雑控除で控除することは認められていない。

第6章 提言

以上、デフォルト損失等金融資産滅失損に関し、所得からの何らかの控除を行うことが望ましいことを述べてきたが、本章では、具体的に立法論としてどのような控除方式が望ましいのか一つの提言を行いたい。

第1節 制度設計にあたっての考え方

金融資産滅失損を所得税法上控除する制度設計を行うにあたっては、どのような視点を有する必要があるか。基本的には、政府税調等の場で議論されている金融所得課税の一元化と同じ視点を持つ必要があるが、必ずしも一致する必要はない。本稿は、金融資産の滅失という切り口で金融所得課税のあり方を探ることを目的としているため異なる部分も出てくるであろう¹。本稿においては、次の4つの視点から金融資産滅失損の控除のあり方について提言を行いたい。

(1) 金融商品間における中立性の確保

先に述べてきたとおり、わが国のマクロベースの個人金融資産の増加率が鈍化している点を鑑みれば、「貯蓄から投資へ」という政策的観点だけではなく広義の「貯蓄」を増加させることも検討してゆく必要がある。従って、金融資産であればその性質で区分すべきではなく、金融資産間の中立性が求められることになる。同じような滅失事実に対して、金融商品間で差異を設けてはならないという要請である。個人投資家にとっても家計投資を一つのポートフォリオとみて様々な金融資産等に投資する以上は、課税上の利益・不利益が生じない税制の設計が必要となる。税引前の期待収益率が同じ金融商品であれば課税後も同じリターンとなること、投資家がポートフォリオに組み込むべき金融資産の範囲が課税によって影響を受けないという税制中立性という視点が求められる²。

(2) 損失救済という社会政策的視点

金融資産滅失損は自己責任投資による帰結であって、一種の「所得の処分」すなわち「消費」的性格を帯びていることから国は関与すべきではないというのが従来の考え方であった。しかし、全ての金融資産滅失損に対しこのような見解を貫くことが適切では

¹ (社)日本租税研究協会金融課税委員会(以下、租研と言う)が2004年10月に「金融所得課税の一元化に関する提言」(租税研究2004年12月号、36頁以下)を発表した。この提言書によれば、金融所得税制のあり方を検討するにあたって①金融商品間の中立性の確保、②簡素でわかり易い税制、③納税者や金融機関に過大な負担をかけない執行体制、という基本的視点から検討を行っており、本稿もこの視点を参考にした。しかし、本稿の視点(2)損失救済という社会政策的視点は私見によるものである。

² 2004年6月15日の政府税調金融小委員会報告「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」においても、一般の個人投資家が金融商品の中から、税負担の違いに左右されず、それぞれのニーズに応じて投資先を選択できるよう、金融商品間の課税の中立性の視点を挙げているが、資金のフローを「貯蓄」(預貯金等の安全資産)から「投資」(有価証券等のリスク性資産)へと政策的に誘導していく政策税制として位置づけを行っているため、上記報告書の見解は概ね、株式等の損失控除に焦点を当てた見解となっている。

ないことは第4章で述べた通りである。

この考え方とは逆に、将来の消費可能性（貯蓄）の減殺、即ち担税力の減殺である限り、国は社会政策として損失を被った納税者を救済すべきという視点を持つべきである。

(3) 操作余地の遮断

納税者にとって金融資産減失損の税控除が操作し得るものであってはならない。また、租税回避の余地を生むようなことになってはならない。従って、金融資産減失損の認識をなるべく客観的なものに限定することが求められる。さらに、損失控除にあっても租税回避防止に向け一定のルールを設ける必要がある。

(4) 実現可能な執行体制

仮に理想的な税制を創設したとしても税務執行が非現実的であっては機能しない。実際の制度運営においては、個人の経済活動の成果たる所得を正確に把握し、適正な課税を行う裏づけとして、課税当局だけでなく、納税者や仲介金融機関等にも納税協力が求められる。従って、課税当局・納税者・仲介金融機関等の三者が協力してできるだけコスト負担を抑え、かつ確実に執行できる仕組みが必要となる。

第2節 提言内容

1. 「金融所得」の創設とその範囲内での減失損控除制度の創設

先の政府税調金融小委員会報告でも述べられている通り、私見としても、金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが必要であると考え。しかし、金融小委員会報告は、あくまでも、「貯蓄」から「投資」へという政策的要請を受けた、ある種の政策税制としての位置づけであると述べられている³。即ち、ここで議論されているのは政策税制であって、所得税の基本的な仕組みとは一步距離を置いたものである⁴。従って、一体化の考え方についても若干株式中心に偏りが見られる。例えば、損益通算にあたっても、株式譲渡損失と通算できる利益の範囲はいかなるものかという視点になっており、金融所得課税の一体化という大きなテーマの下で論じられているにもかかわらず、そこでの損益通算というのは、およそ金融所得の利益と損失を広くとらえ、これを通算する制度を設計する試みではない⁵。また金融資産減失損の取扱いについて金融小委員会報告でも検討されているが、結論としては、第4章第1節でみた通り「ペイオフ損失を税制上措置することは、『貯蓄から投資へ』

³ 永長正士「金融所得課税一元化の方向性」租税研究 2004 年 7 月号、6 頁。永長正士『金融課税一体化』税調金融小委員会報告」租税研究 2004 年 9 月号、58 頁

⁴ 佐藤英明「金融所得一体化課税の実現に向けて」税務弘報 2004 年 9 月号、8 頁。他にも、「貯蓄」から「投資」へという政策課税への傾斜についての問題点について、武田昌輔「金融所得課税についての所感」（税経通信 2004 年 8 月号、78 頁以下）、田中治「金融所得の一体課税の論理とその問題点」（税経通信 2004 年 8 月号、82 頁以下）、田中正秀・田中啓一「金融資産所得税のあり方の検討」（税経通信 2004 年 8 月号、88 頁以下）、林宏明「金融所得課税の方向性」（税経通信 2004 年 8 月号、97 頁以下）に詳しい。

⁵ 佐藤・前掲注 4・8 頁

の要請からは説明できない」としてペイオフ損失控除に否定的である⁶。

しかし、本稿で述べてきた通り、金融資産全体のパイを増加させる必要性、金融商品間における中立性の確保及び損失救済という社会政策的観点からはペイオフ損もその検討対象から外すべきものではなく、金融商品の範囲を広く検討すべきものであろう。

私見としては、租研提言書⁷、植松弁護士⁸及び酒井克彦氏⁹の提言のように、原則として金融商品から生じる所得を合算し、金融所得から生じる費用・損失の内部通算を可能とする制度が望ましいものとする。酒井氏は「金融所得」という所得区分の創設を提唱されている¹⁰が、私見としても賛同したい。但し、「金融所得」創設にあたっては、次の論点を検討してゆく必要がある。

(1) 金融所得の範囲

現在のように様々な金融商品が誕生している中で、何をもって「金融所得」とするか定義づけを行うことは確かに難しい問題である。「金融所得」とそれ以外の所得を区分することで税制上なぜ異ならしめるのかという視点が必要となってくるためである。本稿では、次の要件を満たす金融資産の所得について「金融所得」で一元的に取り扱うのが妥当ではないかと考える。また、これらの要件を満たした金融商品の所得とは、利子・配当等のインカムゲインから償還差損益・解約差損益・譲渡損益等のキャピタルゲイン（ロス）まで広範囲に含まれる。さらに、金融所得に係る必要経費、金融資産滅失損を控除して算定される必要がある。

① 広義の「貯蓄」(消費の可能性)に寄与するものであること

第4章で述べたとおり、包括的所得概念の下では、所得は消費及び資産純増(広義の「貯蓄」)で構成され、両者に対して所得課税が行われる。しかし、後者については課税時点では「消費」に転化されていないため、一種の「消費の可能性」の状態で課税されることとなる。金融資産の滅失は「消費の可能性」の喪失であり、租税理論上は控除されるべきである。従って、純粋にこのような性格をもつ金融商品の滅失損は担税力の減殺として控除されるべきであろう。従って、本稿においては、預金のペイオフ損失や一時払養老保険等金融類似商品の保険金削減損も控除対象として捉えるべきものとする。

⁶ なお、ペイオフ損の控除について肯定的な論者として、植松（後掲注8・252頁）、酒井（後掲注9・445頁以下）、佐藤（前掲注4・9頁）、租研（前掲注1・40頁）、堀内（堀内昭義「金融所得課税の一体化を巡る一考察」金融2004年10月号、8頁）、森信（森信茂樹「二元的所得税と金融税制一元化—残された課題—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』246頁以下（日本証券経済研究所、2004年））の論客がおられる。

⁷ 租研・前掲注1・40頁以下

⁸ 植松守雄「キャピタル・ゲイン課税の問題点」木下和夫＝金子宏『21世紀を支える税制の理論(第2巻) 所得税の理論と課税』235頁（税務経理協会、二訂版、2001年）

⁹ 酒井克彦「いわゆる金融商品の損失等を巡る課税上の問題—金融商品を巡る個人所得課税についての若干の立法論的提言」(税大論叢41号、2003年6月、455頁以下)

¹⁰ 酒井・前掲注9・456頁

一方、ゴルフ会員権のように「消費」的な要素の強いものや、住宅のような「消費」や「貯蓄」の両要素があるものについては、ここには含まれないこととなる。

② 投資家(預金者・保険契約者)保護法制が整備されているものであること

先にも述べた通り「投資」と「投機」の線引きは不明瞭である。従って、「金融所得」というカテゴリーを設けて税制優遇措置を打ち出す以上は、合理的な「投資」活動に限ったものでなければならない。その一つのメルクマールとして、利用者保護のルールが明示的に存在し、当該投資活動が金融当局の何らかの監視・監督下にあること、セーフティネットが整備されている等の投資家(預金者・保険契約者)保護法制が整備されているものでなくてはならない。

この点に関して従来、わが国では預金、有価証券、保険等伝統的な金融商品についてはそれぞれの業法等でいわば監督官庁も異なる等縦割りで規制が行われてきたが、外国為替証拠金取引の例にも見られるとおり、監督官庁も業法もない¹¹商品が次々と登場する等縦割保護法制の限界が指摘されている。この問題を受け、金融審議会では、幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備し、金融商品・金融サービスの利用者保護を拡充するとともに、多様化するニーズに応じた金融商品・金融サービスの提供を可能とするべく、投資サービス法(仮称)¹²の制定を検討している。「中間整理」¹³によれば、下記のように可能な限り幅広い金融商品を対象とすべきとしている¹⁴(イメージ図：図表 6-1)。

- 証券取引法により投資家保護策が講じられてきた有価証券、みなし有価証券、有価証券デリバティブ取引など
- 法律上の投資家保護策が講じられていない、各種法人・組合などへの出資持分、スワップなどを含むデリバティブ取引、流通性のある金銭債権などの権利や取引など
- 証券取引法以外の法律による投資家(利用者)保護の対象となっている、デリバティブ取引、抵当証券、信託受益権、投資性を有する保険・預金など

¹¹ 外国為替証拠金取引については、2004年12月に金融先物取引法を改正し、緊急対応した。

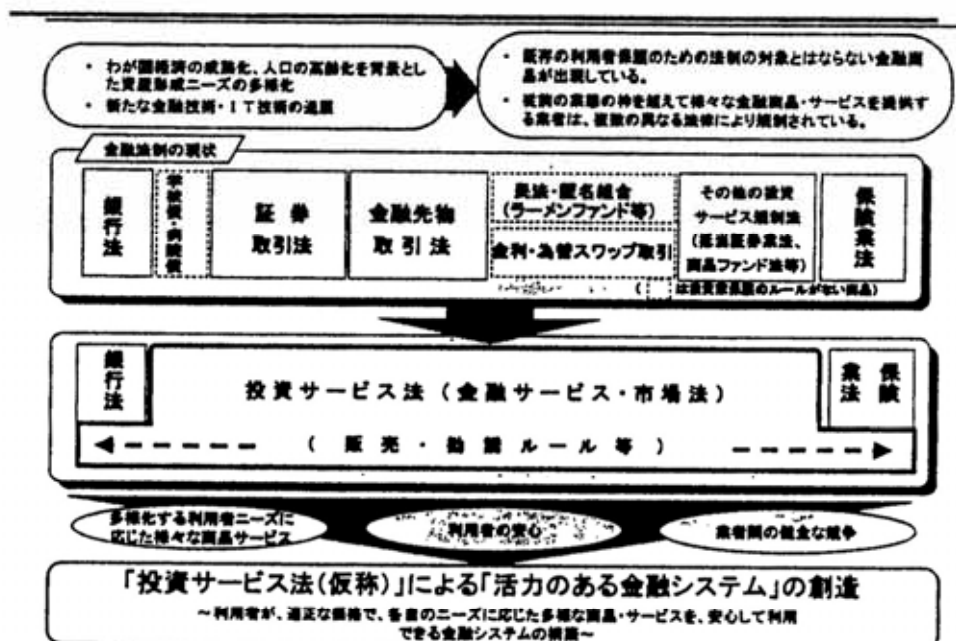
¹² 新聞報道によれば、金融庁は投資サービス法案の正式名称を「金融商品取引法案」とする方針を固めたと報じている(2006年1月20日付日本経済新聞朝刊経済・金融面)。

¹³ 金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」(2005年7月7日)

¹⁴ 「中間整理」では、投資サービス法の対象となる金融商品について、①金銭の出資、金銭等の償還の可能性を持ち、②資産や指標などに関連して、③より高いリターン(経済的効用)を期待してリスクをとるもの、といった基準の設定が試みられた。その後、2005年12月22日に発表された金融審議会金融分科会第一部会「投資サービス法(仮称)に向けて」によれば、③の「リスク」の意義について、現行の金融商品販売法の説明義務の対象を参考に、「金利・通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動により元本欠損が生ずるおそれ(いわゆる市場リスク)、金融商品販売者その他の者(例えば発行者)の業務又は財産の状況の変化により元本欠損が生ずるおそれ(いわゆる信用リスク)のいずれかのリスクがあることを中心に整理することが考えられる」と述べられている。以上のようなリスクを有する金融商品については幅広く投資サービス法(仮称)の射程に含まれることは画期的であろう。

資産減失税制の構築にあたって、このような投資家(預金者・保険契約者)保護法制が整備されているものを前提とすることで、税制上も「投機」的な商品の損失控除を排除することができる。

図表 6-1 投資サービス法(仮称)の枠組範囲



出所 金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」(2006年7月7日)より抜粋

(2) 損失控除の範囲

一方、「金融所得」においては、費用・損失がその所得内で控除できることが原則であるが、仮に「金融所得」が赤字になった場合、以下の方法が考えられる。

- ① 当該赤字がなかったものとみなす
- ② 当該赤字の他の所得と通算を認める
- ③ 当該赤字の他の所得との通算を認めないが、一定年度損失繰越を認める

租研提言書でも述べられている通り、個人投資家が投資を行うに際してその資産・商品のリスク(変動性)に左右されない中立的な税制を構築するためには、完全還付の仕組みを採用していない現行所得税制の下においては、発生した損失を他の所得と通算する機会が十分に与えられていることが必要である¹⁵。しかし現実には、現行税制が実現主義に基づくものであり、キャピタル・ロスの選択的実現(チェリー・ピッキング)が可能である¹⁶。つまり、自己保有ポジションにつき含み損益それぞれが生じているときに、含み損が生じたものを売却し、その損失に係る所得税軽減分を利用とする一方で、含み益が生

¹⁵ 租研・前掲注1・40頁

¹⁶ 吉村政徳「金融所得課税をめぐるいくつかの問題」租税研究2004年12月号、47頁

じたものはできるだけ先延ばしを行い、例えばタックスシェルター¹⁷を用い人為的な損失を作り出して含み益と相殺しようとする、租税回避行為を誘発しかねない。従って、損失控除に関して何らかの制限を設けざるを得ない。

本稿においては、課税方式の異なる所得との損益通算は問題があることから、租研提言の考え方に賛同し、③方式が望ましいと考える。但し租研提言書では、申告を条件として3年間の繰越を認めるものとする¹⁸としているが、欧米のように期間について無制限であることを鑑みれば、もう少し延長することも検討すべきではないかと考える。

2. 雑損控除制度の拡充

一方、ゴルフ会員権の滅失損や死亡保障型の保険金削減損等については、1の「金融所得」に該当しないこととなるため、このままでは当該損失は何ら考慮されないこととなる。一つの解決策として、現行の雑損控除の拡充という方法が考えられる。現在の雑損控除は、対象資産については、棚卸資産・山林・事業用固定資産・繰延資産及び生活に通常必要でない資産を除いた生活用資産に限られるとともに、対象損失についても、災害、盗難及び横領に限られている。

しかし、先に挙げた資産滅失損は、「納税者の意思に基づかない、いわば災難による損失」であることには変わりがなく、異常性があるものであれば、制度を拡充して「滅失損」もその対象損失に加えるべきであろう。第2章第3節でも述べたとおり、雑損控除の本質は、原則的な所得計算構造の外において、常識的に納税者の特別な事情に応じて課税所得を減額するという点にあり、それは即ち担税力調整のための制度であるとされている。従って、金融資産滅失損も雑損控除制度の趣旨からあながち外れているという訳ではなく、現行の雑損控除制度を「滅失」にも拡充することで、その目的を果たすことが可能であると考えられる。植松弁護士の述べる「任意的要素がないかまたはきわめて希薄な負担——種の損失——（「強いられた負担」）」¹⁹については、何らかの課税上の措置をとるべきという考え方に近いものと考えられる。

例えば、アメリカの災害・盗難による損失（personal casualty and theft loss）の実額控除制度（内国歳入庁法典§165(e)）が存在する。この損失の範囲はわが国よりも広範囲である。casualty は突然で予期せぬ災難をカバーし、その損失には自家用車の衝突の損害が含まれ、theft の損害には、身代金目当ての誘拐、詐欺、恐喝等による損害も含まれるとされる²⁰。また、ドイツには「異常負担控除」の制度（EStG§33）があり、納税者の家計支出に「異常負担」、すなわち納税者が通常要求される負担額としてのその所得額、子女数に応じて所得の一定割合により定められた金額を超える金額の負担が生じ、その支出が法律上、

¹⁷ 中里実『タックスシェルター』16頁（有斐閣、2002年）

¹⁸ 租研・前掲注1・40頁

¹⁹ 植松守雄「所得税法における『必要経費』と『家事費』」一橋論叢第80巻第5号（1978年）、583頁以下

²⁰ 植松・前掲注8・257頁

事実上、道義上その他諸般の事情から回避できない、必要かつ相当の金額のものである場合に、その通常要求される負担額を超える金額を課税所得から控除する制度である。税法にはその損失事由の具体的列挙はないが、雑損・医療費両控除の趣旨を包含する包括的な控除である²¹。

従って、上記のように諸外国の制度とのバランスを鑑みても、滅失損を雑損控除の範囲に含めることは奇異なこととは考えられない。但し、「異常性」についてどの程度まで考慮すべきか検討する必要がある²²。

3. 滅失事象の認定基準

続いて、上記 1 及び 2 の制度設計にあたっては、何をもって「滅失」と認定するのか具体的な基準を策定する必要がある。

金融資産の滅失事象は本稿で述べたとおり、法律で一義的に決まるものでもなく、その態様は様々である。従って、具体的に何をもって「滅失」とするのか具体的な基準が必要となる。先に見たように、アメリカの有価証券の無価値(worthlessness)の定義について内国歳入庁法典には記載がないものの、貨幣的価値の喪失(lacking monetary value)と解され、具体的には、①有価証券の清算価値がなく、かつ、②将来性の欠如、の 2 要素が必要とされると述べた。

平成 17 年度税制改正で導入されたわが国の特定口座内の上場株式等の無価値化損失の特例制度では、価値喪失の事実として次のいずれかの事実の発生を挙げている(措置法 37 の 10 の 2、措置令 25 の 8 の 2)。

- ① 特定株式会社²³が解散(合併による解散を除くをし、その清算が終了したこと。
- ② 特定株式会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けたこと
- ③ 特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で償却することを定めた会社更生法に規定する更生計画につき更生計画の決定を受け、その更生計画に基づきその発行済株式の全部を無償で償却したこと
- ④ 特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で償却することを定めた民事再生法に規定する再生計画につき再生計画の決定を受け、その再生計画に基づきその発

²¹ 植松・前掲注 8・257-258 頁

²² 例えば、1995 年 1 月の阪神・淡路大震災時においては、「被害が、広範な地域わたり、同時・大量・集中的に、かつ、いわゆるライフラインの寸断など社会インフラの被害が大きかったことを踏まえ、被災者、被災企業等の災害に対する早急な対応及び被災地における生活・事業活動の復旧等への対応を図る」ため、臨時異例の措置として「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が制定された(『平成 7 年版 改正税法のすべて』429 頁(大蔵財務協会、1995 年)。大震災と金融資産滅失損とを単純に比較することはできないが、その被害が①広範囲であること、②同時・大量・集中的に発生したものであること、③社会インフラの影響が大きいこと、が異常性の要件であると考えられ、ここには参考にすべき点がある。

²³ 特定管理口座(特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につきその特定口座から移管により保管の委託がされることその他の一定の要件を満たす口座)において管理されている特定管理株式を発行した株式会社を言う。

行済株式の全部を無償で償却したこと

⑤ 特定株式会社が預金保険法の規定による特別危機管理開始決定を受けたこと

この基準では、アメリカのように支払不能段階での損失認定は認められないこととなる。また再建型の倒産処理においても全部の滅失を前提としており、部分的な滅失は考慮されていないことは実務上は問題であろう。

支払不能に関しては、銀行破綻、保険会社破綻等それぞれの態様によって制度があるため、それぞれで考慮してゆく必要があるだろう。例えば、預金のペイオフの場合、保険金支払いの原因となる保険事故には、第一種保険事故として、金融機関の預金等の払戻しの停止、第二種保険事故として、金融機関の営業免許の取消し、破産手続開始の決定または解散の決議、が挙げられており、この制度との関連性も考慮してゆく必要があるだろう。また社債のデフォルトについて、デフォルトの判断が難しいものの、第3章で述べたように、クレジットデフォルト・スワップのクレジット・イベントを参考に構築していくことも現実的であろう。

第3節 今後の検討課題

以上みてきたように、投資活動には、「貯蓄（消費の可能性）」として位置づけられるものと「消費」的要素を帯びるものがある以上、その滅失損も取扱いが異なるべきであると述べてきた。本稿では、一つの解決策として、前者の性格を帯びるものは、「金融所得」内部で控除を行い、赤字が生じた場合は、一定年度繰越しを認めるという立法論を展開した。また、後者もしくは、前者と後者の要素が混じるものは、雑損控除の要件の拡充により控除を行うことを提言してきた。

しかし、上記の立法論を実現するにあたっては、下記の課題を検討してゆく必要がある。

1. 税務執行体制の整備

本章第1節の検討の視点(4)実現可能な執行体制でも述べた通り、課税当局・納税者・仲介金融機関等の三者が協力してできるだけコスト負担を抑え、かつ確実に執行できる仕組みが必要となる。政府税調金融小委員会報告においても、「金融所得課税の一体化を実現するためには、制度の適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備が必要である。」として、何らかの番号制度は必要であると述べている。但し、「番号制度に対して未だ国民の理解が必ずしも十分でない。そこで番号制度を一律に導入することについては慎重な対応が望まれる。番号制度を導入する場合には、損益通算の適用を受けようとする者は番号を利用し、そうでない者は番号を利用しなくてよいという選択制とすることが考えられる。選択制とする場合、これまでの『納税者番号制度』の論議において前提条件とされていた全国民を対象とする全国一連の番号である必要はなく、新たな番号を活用することも可能である。今後の検討においては、マッチングの実効性を確保する方法や官民に生じるコストなどの負担面も、具体的に検討する必要がある。」と締めくくっている。この

点に関し、森信茂樹教授は、現行の特定口座制度を拡充した「金融所得特定口座」を創設し、この口座に預金、投資信託、変額保険等の金融商品が加わり、口座内の全ての金融所得が合算され、金融機関が損益通算、源泉徴収まで行うことが可能な制度を提唱しておられる²⁴。しかし、現実には、金融機関のインフラが銀行、証券会社、保険会社間で大きな溝がある中で、業態横断的なインフラを整備するにはしばらく時間がかかりそうである。

2. 不動産の減損の取扱

政府税調金融小委員会報告では、一元化すべき金融所得に関し、不動産に係る所得についての言及がなされなかったものの、昨今 J-REIT にみられるような不動産と金融の融合商品の発展や家計ポートフォリオにおける不動産等実物資産の影響²⁵等を鑑みると、不動産に係る所得についても資産所得課税の一環として金融所得との整合性を検討してゆく必要はあろう²⁶。

そうした場合、続いて不動産等の減損をどう考えるべきかという点も将来の課題になってこよう。企業会計審議会が平成 14 年 8 月 9 日に「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「減損会計基準」とする）が公表され、有価証券報告書を提出する株式会社については、平成 17 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用が開始されている（財規 1 ①、証券取引法 24）。固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理（減損会計基準三. 3）であり、固定資産に関する評価損の一類型と考えられる。

現在のところ、減損会計の適用対象資産は企業が保有する事業用の固定資産であり、法人税法上も当該損失の損金計上を認めていないことから、個人所得税制には今のところ影響ないものの、将来的には、個人事業者にとっても大きな課題となる可能性はあろう。

²⁴ 森信茂樹「金融所得の一元化と番号制度」税理 2004 年 7 月号、2 頁以下

²⁵ 日本銀行の古藤久也氏によれば、住宅等の実物資産を含んだ場合の家計の資産構成を日米比較すると、リスク資産保有比率の格差は小さく、さらに、リスク資産のリスク・リターンの関係をみると、我が国家計はアメリカと比べリスクに晒されているとみることも可能であり、一般的に言われているほどわが国の家計が安全指向が強いのかどうかは自明とは言えないと述べている（古藤久也「我が国家計の資産選択行動について－持家選好・年功序列賃金制度と株式保有－」（日本銀行金融市場局ワーキングペーパーシリーズ 2000-J-9、2000 年 6 月））。

また、財務省・21 世紀の資金の流れの構造改革に関する研究会の報告書においても、住宅等の実物資産への投資を長期投資と捉え、家計資産の適正なポートフォリオという面からみると、長期投資にあたっては一定の流動性の確保が必要であり、「我が国の家計は、より流動性の高い預貯金等で保有しようとするインセンティブが働いていたのではないかと指摘がある」として、安全資産の占める割合が高い金融資産構成となっている背景に、住宅等の実物資産との関係を指摘している（財務省・21 世紀の資金の流れの構造改革に関する研究会「家計の貯蓄率と金融資産選択行動の変化及びそれらの我が国の資金の流れへの影響について」2001 年 4 月）。

²⁶ いわゆる二元的所得税論的見解からの金融所得と不動産所得の課税の整合性について、馬場義久「金融所得課税の一元化のあり方について」租税研究 2004 年 9 月号、70 頁以下ほか、森信茂樹「二元的所得税と金融税制一元化－残された課題－」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』231 頁以下（日本証券経済研究所、2004 年）ほかに詳しい。

3. 多様な事業体の出現と滅失損

昨今、様々な事業体を通じた金融商品が出現している。アメリカでは、個人の金融資産をより効率的に運用するための集団的投資スキームや、経営破綻先企業を買収し企業再生を果たすことを目的としたプライベート・エクイティ・ファンドのような代替的投資のビークルとしてパートナーシップや LLC が利用されている。わが国でも、1990 年代後半以降資産の流動化等のため、特別目的会社（通称 SPC）や投資法人、商法上の匿名組合を用いたスキームなどが急増している。また 2005 年 8 月より有限責任事業組合契約に関する法律が施行され、有限責任事業組合制度（通称、日本版 LLP）が開始された。さらに、2006 年度施行予定の会社法では、合同会社制度が創設されるなどわが国においても投資事業体が多様化しつつある。

これら多様な事業体を通じた投資が拡大するなかで、これらのビークルを通じた投資損失を税務上どのように取扱うべきかという問題が顕在するであろう²⁷。金融所得課税の一体化にあつては、最終的な投資家の課税はもちろん、仲介金融機関の課税も踏まえて包括的に考慮してゆく必要があるためである。

アメリカでは、このようなスキームを用いて利益の付け替え、損失の捏造を図るいわゆるタックスシェルターが多数生み出され、国家財政に深刻な影響を与えていると指摘されており²⁸、租税回避の防止に向けたルール作りも課題となろう。

²⁷ 最近の税務訴訟事例として航空機リース事件（平成 16 年 10 月 28 日名古屋地裁判決）が挙げられる。個人による民法の組合を利用した航空機リース取引により生じた損失が、所得税法等では不動産所得による損失として分配され、他の所得との損益通算により総所得を圧縮することができ、さらにリース期間終了後航空機等の売却益が分配された場合は、長期譲渡所得として 2 分の 1 課税がされるなど永らく課税当局によって問題視されてきた。本件では、課税当局は、①そのような組合契約は、その契約内容等から判断すると共同事業性、共同所有性という民法の組合の成立要件を欠くことから、民法上の組合契約ではなく、利益配当契約である ②従って組合契約ではない以上、その組合が行ったとするリース事業は各組合員に帰属するものではなく、減価償却費等の必要経費は発生せず、損失の計上は認められない、として更正処分を行ったが、裁判所は、本契約は民法上の組合契約の成立要件を充足しているため、利益配当契約であるとの前提でなされた原処分は取り消されるべきである、として課税当局が敗訴した。この事件を契機に、国は平成 17 年度税制改正で立法により防止策を打ち出した。具体的には、「不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の特定組合員が、平成 18 年以後の各年において、その年分の不動産所得の金額の計算上、組合事業から生じた不動産所得の金額の計算上、組合事業から生じた不動産所得の損失額については、生じなかったものとみなす」（措置法 41 の 4 の 2、措置令 26 の 6 の 2）として損失を封じ込めた。

²⁸ 中里・前掲注 17・20 頁

おわりに

本稿では社債のデフォルト損失、預金のペイオフ損、保険金削減損などいわゆる金融資産減失損の控除の考察を通して、個人の金融資産課税のあり方につき考察を行ってきた。

先行研究を踏まえて、これらの金融資産減失損の現行所得税法における解釈、とりわけ、資産損失の必要経費算入規定（所法 51）、雑損控除規定（所法 72）等との関わりにつき考察を深め、その結果解釈上損失控除が困難であることを示してきた（第 1 章・第 2 章）。

その背景には、わが国の所得税においては、事業所得や給与所得などの第一次的な所得に対して所得税が課された後の所得の用途は、基本的にすべて「消費」であって、そこで「損失」は課税所得の減算要因としては考慮されないという考え方が依然強いことが挙げられる。しかし、果たして個人が行う投資活動がすべて「消費」として扱ってよいものなのか、主に租税理論的アプローチから反論を試み（第 3 章・第 4 章）、理論的には、包括的所得概念下の所得においては、単なる将来における消費可能性に対して課税することが所得税の本質であると考え、金融資産減失損は「消費の可能性の喪失」であり、所得課税上、課税の取消措置を行うべきものであることを確認した（第 6 章）。

しかし、金融資産の中には、死亡保障タイプの保険商品やゴルフ会員権など「消費」的性格の色濃いものも存在するため、金融資産を主に、「貯蓄（資産の純増）」的なものと「消費」的なものに区分し、前者を他の金融から生ずる所得と通算し、控除することを提唱するとともに、後者についても異常性を示すものについては雑損控除制度を拡大するよう、立法論を展開した（第 6 章）。

本稿での提言内容は、永年金融業界に携わってきた一実務家として、政策課題の解決策という位置づけではなく、実務及び租税理論的に検討を加えた、一つのアイディアであって、この立法論を実行に移すに当たっては、様々な検討課題が残されている。例えば、第 6 章第 3 節で挙げた課題の更なる検討やファイナンス的アプローチなど、引き続き何らかの形で研究を継続してゆきたいものと考えている。

また、筑波大学大学院の 2 年間の研究生生活は、業務との兼務であり、研究・講義聴講時間の捻出に苦労したが、先生方の熱心な講義・研究指導、同じ境遇にある同級生たちとの議論等を通じて本稿を完成させることができた。さらに、租税法の研究には、法律的視点が必要なのは勿論のこと、会計学・経済学・ファイナンス等の視点も必要となる。筑波大学大学院には企業法学専攻の講座が大変充実していることに加え、経営システム科学専攻の講義も聴講することができたため、大変恵まれた研究生生活を送ることができた。品川芳宣名誉教授、中山清教授はじめ多くの先生方、同級生の皆様に感謝の意を表したい。

以上

参考文献

[書 籍]

- ・ 石 弘光『利子・株式譲渡益課税論』（日本経済新聞社、1993 年）
- ・ 伊藤 公哉『アメリカ連邦税法』（中央経済社、第 2 版、2002 年）
- ・ 井堀 利宏『要説：日本の財政・税制』（税務経理協会、2002 年）
- ・ 岩崎 政明『ハイポセティカル・スタディ租税法』（弘文堂、2005 年）
- ・ 江頭 憲治郎『株式会社・有限会社法』（有斐閣、第 3 版、2004 年）
- ・ 金児 昭監修=長岡 和範著『アメリカ連邦税入門』（税務経理協会、2002 年）
- ・ 金子 宏他『日税研論集 31 巻 必要経費』（日本税務研究センター、1995 年）
- ・ 金子 宏『所得課税の基礎理論上巻－所得概念の研究』（有斐閣、1995 年）
- ・ 金子 宏『所得課税の基礎理論中巻－課税単位及び譲渡所得の研究』（有斐閣、1996 年）
- ・ 金子 宏『所得課税の基礎理論下巻－所得課税の法と政策』（有斐閣、1996 年）
- ・ 金子 宏他『日税研論集 41 巻 金融資産収益の課税』（日本税務研究センター、1999 年）
- ・ 金子 宏編著『21 世紀を支える税制の論理第 2 巻－所得税の理論と課題』[二訂版]（2001 年、税務経理協会）
- ・ 金子 宏他『日税研論集 47 巻 所得税における損失の研究』（日本税務研究センター、2001 年）
- ・ 金子 宏他『日税研論集 50 巻 譲渡所得の課税』（日本税務研究センター、2002 年）
- ・ 金子 宏他『日税研論集 52 巻 所得控除の研究』（日本税務研究センター、2003 年）
- ・ 金子 宏他編著『ケースブック租税法』（弘文堂、2004 年）
- ・ 金子 宏他『日税研論集 55 巻 金融資産収益と所得課税』（日本税務研究センター、2004 年）
- ・ 金子 宏『租税法』[第 10 版]（弘文堂、2005 年）
- ・ 木下 和夫編著『21 世紀を支える税制の論理第 1 巻－租税構造の理論と課題』（1996 年、税務経理協会）
- ・ 資本市場研究会編『投資サービス法への構想』（財経詳報社、2005 年）
- ・ 島 義夫『信用リスク、格付、債券投資入門』（シグマベイスキャピタル、1997 年）
- ・ 島 義夫=河合祐子『クレジット・デリバティブ入門』（日本経済新聞社、2002 年）
- ・ シャウプ使節団『日本税制報告書』（General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers、1949 年）
- ・ 証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』（日本証券経済研究所、2004 年）
- ・ 高橋 康文『金融商品の税制』（大蔵財務協会、2003 年）
- ・ 武田 昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』（第一法規出版）
- ・ 注解所得税法研究会編『注解所得税法』[四訂版]（大蔵財務協会、2005 年）
- ・ 東京証券取引所編『入門日本の証券市場』（東洋経済新報社、2004 年）

- ・ 徳島 勝幸『現代社債投資の実務』(財経詳報社、新版、2004 年)
- ・ 中里 実『金融取引と課税—金融革命下の租税法』(有斐閣、1998 年)
- ・ 中里 実『キャッシュフロー・リスク・課税』(有斐閣、1999 年)
- ・ 中里 実『タックスシェルター』(有斐閣、2002 年)
- ・ 中里 実『デフレ下の法人課税改革』(有斐閣、2003 年)
- ・ 西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全 上巻・下巻』(商事法務、2003 年)
- ・ 西村 善朗=松崎 為久編著『税理士・FP のための個人金融商品の仕組みと税務』(中央経済社、2003 年)
- ・ 日本証券アナリスト協会編『証券投資論』(日本経済新聞社、第 3 版、1998 年)
- ・ 日本の資本市場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論と実際』(日本証券経済研究所、2000 年)
- ・ 野口 悠紀雄『ファイナンス理論入門』(ダイヤモンド社、2004 年)
- ・ 馬場 義久『資産所得課税の理論と実際』(日本証券経済研究所、2000 年)
- ・ 羽深 成樹『図説 日本の税制』[平成 17 年度版](財経詳報社、2005 年)
- ・ 本間 勝『世界の預金保険と銀行破綻処理』(東洋経済新報社、2002 年)
- ・ 松浦 克己=白石小百合著『資産選択と日本経済—家計からの視点』(東洋経済新報社、2004 年)
- ・ 水野 正一編著『21 世紀を支える税制の論理第 5 巻—資産課税の理論と課題』[改訂版](2005 年、税務経理協会)
- ・ 水野 忠恒『租税法』[第二版](有斐閣、2005 年)
- ・ 森信 茂樹『わが国所得課税ベースの研究』(日本租税研究協会、2002 年)
- ・ 山下 孝之『生命保険の財産法的側面』(商事法務、2003 年)
- ・ 山下 友信『保険法』(有斐閣、2005 年)
- ・ 山田 淳一郎・垂井英夫他『大震災時の救済と復興の税務』(財経詳報社、1996 年)
- ・ リチャード・ブリーリー、スチュワート・マイヤーズ(藤井眞理子、国枝繁樹監訳)『コーポレートファイナンス』上・下(日経 BP 社、第 6 版、2002 年)
- ・ CCH [2005] “*2005 U.S. Master Tax Guide*”, CCH INCORPORATED
- ・ GRANT W.N. & GILBERT D.B. [1990] “*Bankruptcy and Insolvency Taxation*”, JOHN WILEY & SONS, INC. 60

【論文・報告書】

- ・ 井堀 利宏「金融資産課税の経済分析」証券アナリストジャーナル 2002 年 1 月号
- ・ 井堀 利宏『金融（資産）所得の一体化課税』へと進む税制改正とその影響」税理 2004 年 4 月
- ・ 岩崎 信幸他「特集 必要経費と家事関連費を巡る諸問題」税務事例 31 巻 9 号
- ・ 植松 守雄「所得税法における『必要経費』と『家事費』」一橋論叢第 80 巻第 5 号（1978 年）
- ・ 植松 守雄「キャピタル・ゲイン課税の問題点」金子 宏編著『21 世紀を支える税制の論理第 2 巻－所得税の理論と課題』[二訂版]（2001 年、税務経理協会）
- ・ 碓井 光明「必要経費の意義と範囲」金子 宏他『日税研論集 31 巻 必要経費』（日本税務研究センター、1995 年）
- ・ 占部 裕典他「経費支出の「直接性」「必要性」をめぐる税務の基本的スタンス」税理 2005 年 5 月号
- ・ 岡村 忠生「キャピタルゲイン・ロス課税の創設」税経通信 1998 年 8 月号
- ・ 荻島 伸和＝笠利 宏「本邦における社債スプレッドの動向」証券アナリストジャーナル 2002 年 4 月号
- ・ 奥野 正寛「金融所得一体課税について」租税研究 2004 年 6 月号
- ・ 金子 宏「序説・所得税における損失の取扱い」金子 宏他『日税研論集 47 巻 所得税における損失の研究』（日本税務研究センター、2001 年）
- ・ 金子 宏「所得税の理論と課題」金子 宏編著『21 世紀を支える税制の論理第 2 巻－所得税の理論と課題』[二訂版]（2001 年、税務経理協会）
- ・ 金子 宏「総説－譲渡所得の意義と範囲－」金子 宏他『日税研論集 50 巻 譲渡所得の課税』（日本税務研究センター、2002 年）
- ・ 木下 和夫「租税構造の理論と課題」木下 和夫編著『21 世紀を支える税制の論理第 1 巻－租税構造の理論と課題』（1996 年、税務経理協会）
- ・ 吉良 実「課税所得計算における必要経費」シュトイエル 100 号
- ・ 金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」（2005 年 7 月 7 日）
- ・ 金融審議会金融分科会第一部会「投資サービス法（仮称）に向けて」（2005 年 12 月 22 日）
- ・ 金融庁・金融税制に関する研究会「今後の金融税制のあり方について－「二元的所得税」をめぐる議論の論点整理を中心として－」（2002 年 6 月 28 日）
- ・ 国枝 繁樹「コーポレート・ファイナンスと税制」ファイナンシャル・レビュー 2003 年 12 月号
- ・ 国枝 繁樹「金融所得一体課税の論点と課題」税務弘報 2004 年 2 月号
- ・ 国枝 繁樹「金融所得課税一体化の論点」租税研究 2004 年 9 月号
- ・ 国枝 繁樹「金融所得一体課税と納税者番号制度」税務弘報 2005 年 7 月号
- ・ 経済産業省産業構造審議会産業金融部会「産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方

に関する検討小委員会報告書」(2004年4月30日)

- ・ 国土交通省「今後の土地税制のあり方に関する研究会中間とりまとめ」(2002年6月19日)
- ・ 古藤 久也「我が国家計の資産選択行動についてー持家選好・年功序列賃金制度と株式保有ー」日本銀行金融市場局ワーキングペーパーシリーズ 2000-J-9 (2000年6月)
- ・ 財務省・21世紀の資金の流れの構造改革に関する研究会「家計の貯蓄率と金融資産選択行動の変化及びそれらの我が国の資金の流れへの影響について」(2001年4月)
- ・ 酒井 克彦「いわゆる金融商品の損失等を巡る課税上の問題ー金融商品を巡る個人所得課税についての若干の立法論的提言」税大論叢 41号
- ・ 酒井 克彦「株式保有によって生じた損失と所得税法」(上)(下) 税務弘報 2004年4月号・5月号
- ・ 佐藤 英明「生活用動産の譲渡に関する所得税法の適用」税務事例研究第6号(1990年)
- ・ 佐藤 英明「給与所得者とゴルフ会員権の譲渡損失」税務事例研究第44号(1998年7月)
- ・ 佐藤 英明「雑損控除制度ーその性格づけ」金子 宏他『日税研論集 47巻 所得税における損失の研究』(日本税務研究センター、2001年)
- ・ 佐藤 英明「投資の失敗と所得税」税務事例研究 73号(2003年5月)
- ・ 佐藤 英明「金融所得一体化課税の実現に向けて」税務弘報 2004年9月号
- ・ 品川 芳宣「デフレ対策としての土地税制のあり方」租税研究 2002年12月号
- ・ 渋谷 雅弘「譲渡損失」金子 宏他『日税研論集 47巻 所得税における損失の研究』(日本税務研究センター、2001年)
- ・ 首藤 重幸「キャピタル・ゲイン課税を巡る諸問題」水野 正一編著『21世紀を支える税制の論理第5巻ー資産課税の理論と課題』[改訂版](2005年、税務経理協会)
- ・ 神野 直彦「所得概念論」金子 宏編著『21世紀を支える税制の論理第2巻ー所得税の理論と課題』[二訂版](2001年、税務経理協会)
- ・ 政府税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(2004年6月15日)
- ・ 武田 昌輔「金融所得課税についての所感」税経通信 2004年8月号
- ・ 田近 栄治「資本所得課税の展開と日本の選択」ファイナンシャル・レビュー 2002年10月号
- ・ 田中 治「資産損失」金子 宏他『日税研論集 31巻 必要経費』(日本税務研究センター、1995年)
- ・ 田中 治「利子・配当課税のあり方」金子 宏編著『21世紀を支える税制の論理第2巻ー所得税の理論と課題』[二訂版](2001年、税務経理協会)
- ・ 田中 治「金融所得の一体課税の論理とその問題点」税経通信 2004年8月号
- ・ 田中 正秀・田中 啓一「金融資産所得税のあり方の検討」税経通信 2004年8月号
- ・ 谷口 勢津夫「貸倒損失」金子 宏他『日税研論集 47巻 所得税における損失の研究』(日本税務研究センター、2001年)

- ・ 谷口 勢津夫「税制における担税力の意義」税研 2005 年 1 月号
- ・ 津田 明人他「特集 ゴルフ会員権の譲渡を巡る諸問題」税務事例 34 巻 11 号
- ・ 中里 実「必要経費（費用等）の年度帰属—包括的所得概念と時価主義—」金子 宏他『日税研論集 31 巻 必要経費』（日本税務研究センター、1995 年）
- ・ 中里 実「投資活動における損失」金子 宏他『日税研論集 47 巻 所得税における損失の研究』（日本税務研究センター、2001 年）
- ・ 中里 実「金融所得類型の新設と金融所得課税一元化論について」証券アナリストジャーナル 2001 年 2 月号
- ・ 中里 実「みなし譲渡と時価主義」金子 宏他『日税研論集 50 巻 譲渡所得の課税』（日本税務研究センター、2002 年）
- ・ 中里 実「所得控除制度の経済学的意義」金子 宏他『日税研論集 52 巻 所得控除の研究』（日本税務研究センター、2003 年）
- ・ 中里 実「金融所得課税の課題」金融 2003 年 8 月号
- ・ 中里 実「法・言語・貨幣—ソフト・ローの観点からの研究ノート—」金融研究 2004 年 8 月号（日本銀行金融研究所）
- ・ 中里 実「デリバティブ取引と所得課税—研究ノート」金子 宏他『日税研論集 55 巻 金融資産収益と所得課税』（日本税務研究センター、2004 年）
- ・ 永長 正士「金融所得課税一元化の方向性」租税研究 2004 年 7 月号
- ・ 永長 正士『『金融課税一体化』税調金融小委員会報告』租税研究 2004 年 9 月号
- ・ NAC21 編「実務特集 金融一体化課税の方向性と非勤労所得課税の実務上の問題点」税務事例 36 巻 10 号
- ・ 西村 善朗「金融税務の現状と二元的所得税導入論の意義」税務弘報 2002 年 10 月号
- ・ 日本租税研究協会金融課税委員会「金融所得課税の一元化に関する提言」租税研究 2004 年 12 月号
- ・ 野田 秀三「配当所得課税をめぐる動向と我が国の課税のあり方」税理 2003 年 4 月号
- ・ 野田 秀三「金融所得一体化課税における資産減失損の取扱い」税理 2004 年 9 月号
- ・ 馬場 義久「金融所得課税の一元化のあり方について」租税研究 2004 年 9 月号
- ・ 林 宏明「金融所得課税の方向性」税経通信 2004 年 8 月号
- ・ 広瀬 時江「必要経費と損金に関する一考察」税務事例 2 巻 6 号
- ・ 藤田 晴「金融資産収益課税の問題点」租税法研究 19 号（1991 年 9 月）
- ・ 藤田 良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」税大論叢 13 号
- ・ 藤曲 武美他「特集 資産損失を巡る諸問題」税務事例 35 巻 7 号
- ・ 堀内 昭義「金融所得課税の一体化を巡る一考察」金融 2004 年 10 月号 2 頁
- ・ 増井 良啓「美術館への美術品譲渡と所得税」税務事例研究第 60 号（2001 年 3 月）
- ・ 増井 良啓「所得税法上の純損失に関する一考察」金子 宏他『日税研論集 47 巻 所得税における損失の研究』（日本税務研究センター、2001 年）

- ・ 増井 良啓「譲渡所得課税における納税協力」金子 宏他『日税研論集 50 巻 譲渡所得の課税』（日本税務研究センター、2002 年）
- ・ 三木 義一「資産損失」北野弘久編『判例研究日本税法体系 3 租税手続法 I・租税実体法 II』（学陽書房、1980 年）
- ・ 水野 忠恒「預貯金利子等の課税のありかた」金子 宏他『日税研論集 41 巻 金融資産収益の課税』（日本税務研究センター、1999 年）
- ・ 水野 忠恒「損益通算制度」金子 宏他『日税研論集 47 巻 所得税における損失の研究』（日本税務研究センター、2001 年）
- ・ 水野 忠恒「金融資産収益の課税—金融課税の一体化—」金子 宏他『日税研論集 55 巻 金融資産収益と所得課税』（日本税務研究センター、2004 年）
- ・ 森信 茂樹「譲渡所得課税の経済効果と政策課題」金子 宏他『日税研論集 50 巻 譲渡所得の課税』（日本税務研究センター、2002 年）
- ・ 森信 茂樹「二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション」ファイナンシャル・レビュー 2002 年 10 月号
- ・ 森信 茂樹「多様な事業体と税制を考える」(上)(下) 月刊資本市場 2003 年 2 月号・4 月号
- ・ 森信 茂樹「金融所得課税の一体化をどうすすめていくか」国際金融 1130 号 (2004 年 8 月)
- ・ 森信 茂樹「金融所得の一元化と番号制度」税理 2004 年 7 月号
- ・ 森信 茂樹「二元的所得税と金融税制一元化」租税研究 2004 年 12 月号
- ・ 森信 茂樹「二元的所得税と金融税制一元化—残された課題—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』（日本証券経済研究所、2004 年）
- ・ 山田 二郎「必要経費論」金子 宏編著『21 世紀を支える税制の論理第 2 巻—所得税の理論と課題』[二訂版] (2001 年、税務経理協会)
- ・ 預金保険機構編『平成 17 年 4 月以降の預金保険制度の解説』（預金保険機構編パンフレット、2005 年 4 月）
- ・ 吉村 政穂「金融所得課税をめぐるいくつかの問題」租税研究 2004 年 12 月号
- ・ 吉村 政穂「金融所得課税の一元化に関する問題点」『第 56 回租税研究大会記録』（日本租税研究協会、2005 年）

以上